



令和5年度

# 京都府の 農林水産行政



 京都府 農林水産部





# — も く じ —

## 1 京都府農林水産ビジョン

京都府農林水産ビジョン～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～	1
令和8年度末までに集中展開すべき5つの重点戦略と基本的な考え方	2
令和5年度 重点施策事業（京のむらづくり推進事業、京都フードテック推進事業）	12
地域別の重点施策	14

## 2 令和5年度農林水産部施策及び予算

令和5年度 農林水産関係予算の概要	15
令和4年度 農林水産部2月補正予算の概要	19

## 3 条例、指針、計画等（一覧）

（条例）

京都府食の安心・安全推進条例	20
京都府宇治茶普及促進条例	21
京都府森林の適正な管理に関する条例	22
森林法に基づく保安林の指定等に係る手続に関する条例	22
京都府豊かな森を育てる府民税条例	23
京都府森林水源地域の保全等に関する条例	24
京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例	25
京都府豊かな緑を守る条例	26
京都府林地開発行為の手続に関する条例	27

(指針、計画等)

第4次京都府食育推進計画	28
第6次京都府食の安心・安全行動計画	29
京都府山村振興基本方針	30
京都府過疎地域持続的発展方針	31
第13次鳥獣保護管理事業計画・特定鳥獣の保護及び管理計画	32
京都府農業経営基盤強化促進基本方針	33
京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針	34
京都府農業振興地域整備基本方針	35
京都フードテック基本構想	36
京都府果樹農業振興計画	37
第2次京都府バイオマス活用推進計画	38
宇治茶の世界文化遺産に係る提案書	39
京都府みどりの食料システム基本計画	40
京都府酪農・肉用牛生産近代化計画	41
京都府における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	42
第8次京都府栽培漁業基本計画	43
京都府内水面漁業振興計画	44
淀川上流・由良川地域森林計画	45
京都府森林利用保全指針(第2次)	46

【参考資料】

農林水産部の組織	48
農林水産部関係附属機関一覧・農林水産部関係行政委員会	49
農林水産部関係団体一覧	50
主な農林水産関係の統計指標	55

# 「京都府農林水産ビジョン」 ～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～

長期化するコロナ禍や今般の資材高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、府農林水産行政の運営指針となる「京都府農林水産ビジョン（令和元年12月策定）」を令和5年3月に改定しました。

## 京都府農林水産ビジョン —希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創—

京都府における農林水産施策を計画的かつ総合的に進めるため、京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を体系化・具体化して示すものです。

＜計画期間＞ 令和元年度から令和10年度まで（目標年度：令和8年度）

## 農林水産業・農山漁村の将来ビジョン —2040年に目指す姿—

### ビジネス

魅力的な「産業」として夢あふれる農林水産業のイノベーションを実現

### コミュニティ

地域の人々の希望と活力に満ちた「農山漁村」を実現



### セキュリティ

防災対策や食料の安定供給、食の安全性確保など「安心・安全」な地域社会を実現



## 5つの重点戦略 —将来ビジョンを実現するため、今後4年間で集中展開—

### 戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- 最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- 環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- 農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進

### 戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- 森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- 木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- 治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化

### 戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- 異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- 「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進

### 戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進

### 戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出

# 令和8年度末までに集中展開すべき5つの重点戦略と基本的な考え方

## 戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- 最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- 環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- 農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進



### 目標数値

項 目	単 位	基準値	目標値 (令和8年度)
農林水産業産出額	億円/年	775*	802
農業産出額 **	億円/年	701*	712
林業産出額	億円/年	33.2*	45.9
漁業産出額	億円/年	40.3*	43.6
スマート関連技術導入件数	件/年	30	55
環境にやさしい農業の取組面積	ha/年	2,160	2,875
南北連携に取り組んでいる農業経営体数	経営体	6	10
防災重点農業用ため池に係る防災工事に新たに着手した箇所数	箇所	6	28

\* 平成28年～令和2年の5年間中最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

\*\* 農業産出額（農林水産省統計）から、くり生産額（京都府調べ）を除いたもの（くり生産額は林業産出額（京都府調べ）を含む）

## 令和5年度予算での取組

### 1. 先端技術の活用による農林水産業の成長産業化

■京都フードテック推進事業	【新規 1億9,420万円】
○京都フードテック研究開発・集積事業	(8,600万円)
○京都フードテックマッチング事業	(600万円)
○京都食ビジネスプラットフォーム体制強化事業	(1,470万円)
○京都フードテック実装支援事業	(8,750万円)
■京都みどりの食料システム戦略推進事業	【一部新規 3億2,968万円】
○みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	(3億198万円)
○有機農業・環境調和型農業支援事業	(2,770万円)

### 2. 京都の特長を生かした生産力の強化

■集落連携100ha農場づくり事業	【継続 7,635万円】
○稲作・園芸規模拡大支援事業	(6,835万円)
○広域的農地(100ha)管理体制構築事業	(800万円)
■京都農業経営強化事業	【継続 1億542万円】
○京野菜生産加速化事業	(1億510万円)
○「京の食 6次産業化を進める経済人会」活動支援事業	(32万円)

### 3. 安心・安全をもたらす基盤づくり

■農林水産業基盤整備事業	【継続 42億8,716万円】
■盛土対策総合推進事業	【新規 4,300万円】
■きょうと「食の安心・安全」確保事業	【継続 188万円】

## 戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- 森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- 木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- 治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化



### 目標数値

項	目	単位	基準値	目標値 (令和8年度)
適正に経営管理されている人工林面積		ha	29,196	48,000
うち、森林経営管理制度により林業事業体に経営委託されている面積		ha	0	5,100
一貫作業による施業面積		ha	5	47
素材生産量		万m <sup>3</sup> /年	16.2	28.0
府内産木材の利用量		万m <sup>3</sup> /年	14.0	25.7
山地災害危険地区の整備箇所数		箇所	1,750	1,990
うち、特に災害リスクが高い箇所		箇所	340	420



## 令和5年度予算での取組

### 1. 木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化

■森林経営管理制度市町村支援事業(森林環境譲与税活用)	【一部新規 6,780万円】
○森林経営管理企画支援事業	(2,300万円)
○森林情報高度利活用推進事業	(110万円)
○森林経営管理市町村職員応援事業	(2,570万円)
○スマート林業推進事業	(1,800万円)
■「京の木」循環利用総合対策事業(森林環境譲与税活用)	【継続 6,450万円】
○京の木流通モデル構築支援事業	(1,500万円)
○森林・林業担い手づくり対策事業	(3,650万円)
○府内産木材利用促進事業	(1,300万円)
■林業「森世紀」創造戦略事業(豊かな森を育てる府民税活用)	【継続 2億4,442万円】
■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業	【継続 3億6,387万円】
○経営力向上対策事業	(2億5,125万円)
○人材確保対策事業	(8,052万円)
○生産量増大対策事業	(450万円)
○生産性向上対策事業	(2,760万円)
■豊かな森を育てる府民税市町村交付金(豊かな森を育てる府民税活用)	【継続 2億円】

### 2. 山地災害の防止・低減のための対策強化

■森林災害防止事業(一部豊かな森を育てる府民税活用)	【継続 24億563万円】
○森林所有者等による取組が困難な危険箇所への対策	(18億1,774万円)
○森林所有者等による森林整備	(4億7,310万円)
○地域住民による社寺の森等における風倒木等処理	(1億1,479万円)

### 戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- 異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- 「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進



#### 目標数値

項	目	単位	基準値	目標値 (令和8年度)
新たに異業種連携・6次産業化に取り組んだプロジェクト数		件	104	650
農林水産物・加工品の輸出額		億円/年	23.0	40.3
京のブランド製品の新たな品目・出荷規格数		件	1	8
オリジナル米「京式部」の栽培面積		ha/年	103	300
特用林産物の生産額		百万円/年	1,164*	1,266
GI等国际水準認証数		件	1	3
きょうと食いく先生授業数		授業/年	457	586

\* 平成28年～令和2年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

## 令和5年度予算での取組

### 1. 京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上

■「京の食」ブランド総合戦略事業	【継続 2億395万円】
○京都食ビジネスプラットフォームの運営	(1,100万円)
○産学公京もの新ブランド価値の創出	(3,000万円)
○京ものブランド生産戦略	(3,500万円)
○京ものブランド加工戦略	(1,700万円)
○京ものブランド販売戦略	(7,695万円)
○京ものブランドサプライチェーンの構築	(3,400万円)
■「京の米」ブランド力向上対策事業	【継続 7,068万円】
○新京都ブランド米「京式部」PR戦略事業	(868万円)
○「京の米」ベンチャーコンペティション事業	(200万円)
○「京の米」生産イノベーション事業	(6,000万円)
■宇治茶ブランド世界発信事業	【継続 3,520万円】
○宇治茶ブランド普及拡大事業	(420万円)
○宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業	(700万円)
○宇治茶産地体制強化事業	(2,400万円)
■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業	【継続 1,592万円】
○京都産水産物生産・流通拡大事業	(710万円)
○海の民育成事業	(882万円)

### 2. 京都ブランドを支える流通の基盤づくり

■「食の京都」推進事業	【一部新規 1,770万円】
■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業	【継続 894万円】
○食いく先生派遣事業	(194万円)
○食いく先生交流・スキルアップ等事業	(23万円)
○地域食育支援事業	(143万円)
○ヤング食育強化事業	(10万円)
○市町村食育推進事業	(524万円)

## 戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進



### 目標数値

項	目	単位	基準値	目標値 (令和8年度)
新規就業者数（農業）		人/年	164***	160
うち、宇治茶		人/年	11***	14
うち、畜産		人/年	9***	12
新規就業者数（林業）		人/年	34***	35
新規就業者数（漁業）		人/年	48***	50
認定農業者数		経営体	1,467	1,830
販売額2,000万円/年以上の農業経営体数		経営体	361	450
素材生産量1万m <sup>3</sup> /年以上の林業事業体数		事業体	4	10
販売額400万円/年以上の個人漁業者数		人	5	9
農業法人数		法人	417	467
経営継承に向けた支援により法人化した畜産農家数		経営体	0	6
担い手への農地集積率		%	32.8	53.0
農業参入している農外企業数		法人	109	159

\*\*\* 平成29年度～令和3年度の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

## 令和5年度予算での取組

### 1. 意欲ある経営者の育成・支援体制の確立

■京都農人材育成強化事業	【継続 4億8,231万円】
○京都農人材育成センター事業	(6,739万円)
○人材育成支援事業	(4億1,492万円)
■京都畜産未来の担い手づくり事業	【継続 411万円】
○畜産人材育成推進事業	(314万円)
○畜産経営法人化推進事業	(50万円)
○畜産経営継承円滑化事業	(47万円)
■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(再掲)	【継続 1,592万円】
○京都産水産物生産・流通拡大事業	(710万円)
○海の民育成事業	(882万円)
■次世代林業を担う林業事業者総合支援事業(再掲)	【継続 3億6,387万円】
○経営力向上対策事業	(2億5,125万円)
○人材確保対策事業	(8,052万円)
○生産量増大対策事業	(450万円)
○生産性向上対策事業	(2,760万円)

### 2. 農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大

■集落連携100ha農場づくり事業(再掲)	【継続 7,635万円】
○稲作・園芸規模拡大支援事業	(6,835万円)
○広域的農地(100ha)管理体制構築事業	(800万円)
■京都モデルフォレスト推進事業	【継続 480万円】

## 戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出



### 目標数値

項目	単位	基準値	目標値 (令和8年度)
農村型地域運営組織（農村RMO）等を形成した地区数	地区	0	6
地域のファン（参加型住民）数	人	890	6,000
京都府への移住者数	人	676	7,000
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	集落	914	935
野生鳥獣被害金額	百万円/年	249	120
ICTを活用した野生鳥獣被害対策数	件/年	7	9
狩猟又は有害鳥獣捕獲事業を行う狩猟登録者数	人/年	2,753	2,800
地域ビジネス創業数	件/年	22****	22
野生鳥獣のジビエ利用量	t/年	66.0	83.5

\*\*\*\* 平成29年度～令和3年度の5年間の平均をとったもの

## 令和5年度予算での取組

### 1. 持続的で活力に満ちた地域づくり

■日本型直接支払事業	【継続 14億3,270万円】
○農と環境を守る地域協働活動支援事業	(8億9,600万円)
○中山間地域等直接支払事業	(5億900万円)
○有機農業・環境調和型農業支援事業	(2,770万円)

### 1. 持続的で活力に満ちた地域づくり

### 2. 地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開

■京のむらづくり推進事業	【一部新規 1億2,960万円】
○農山漁村コミュニティの再構築支援	(3,200万円)
○複数集落が連携した地域運営組織の設立支援	(5,600万円)
○農山漁村発イノベーションの推進	(2,600万円)
○農山漁村コミュニティ形成の伴走支援	(1,560万円)
■「移住するなら京都」推進事業	【継続 1億8,650万円】
○移住者の住まいの確保支援	(1億1,850万円)
○周知度アップによる移住検討者数増加	(2,550万円)
○移住定住へのフォローアップ	(950万円)
○移住者の仕事の確保支援	(3,300万円)
■有害鳥獣総合対策事業	【継続 5億5,150万円】
○生息数半減の推進	(3億1,000万円)
○被害半減の推進	(2億3,100万円)
○担い手倍増等の推進	(1,050万円)

# 京のむらづくり推進事業

## 中山間地域における地域運営体制の合理化と、生み出した余力をいかした農村イノベーションの創発

### 現状・課題

- 高齢化率50%超の集落数が増加
- 2020年までの10年間に  
耕地面積 25%減 農家戸数 33%減  
▶ 虫食い状に荒廃化が進行
- 2040年には、2020年比で  
15～64歳人口が半減すると予測  
▶ 営農の維持・共同活動が  
困難になる懸念大
- 移動・買い物など生活支援サービスの  
更なる質の低下や負担増
- 農家数9戸以下集落の割合は全国平  
均より低い
- 複数集落や企業等と連携して活動  
する集落は全国平均以下

### 【課題】

- ◆ 10年後を見据え、人口減少に  
耐えうる地域運営体制づくり  
が必要

### 目指すべき姿

新しい取組を始める余力を生み出し  
「住み続けられる」  
+  
「若者が挑戦できる」  
地域づくり

### 事業概要

#### 農山漁村コミュニティの再構築支援

- **農村地域再構築推進事業**  
住民生活への影響を極力抑えつつ既存の地域共同活動の省力化を図るため、活動の棚卸し・再編・合理化と近隣集落との連携に向けた話し合いをコーディネート
- **農村地域再構築整備交付金**  
「選択と集中」により中山間地域の農地維持を図るため、農業集落内で住民合意のもとに、管理負担や営農効率に応じた労働力や資本の集中投資のために必要な経費を支援
- **農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）**  
地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を支援

#### 複数集落が連携した地域運営組織の設立支援

- **参加型住民（地域外ファン）づくり事業**  
地域共同活動などにコミュニティの一員として参画する参加型住民（地域外ファン）を増やすため地域が実施するフィールドワーク活動等を支援
- **農村型地域運営組織形成推進事業**  
地域で支え合うむらづくりを推進するため、「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組を支援

#### 農山漁村イノベーションの推進による力強い農山漁村形成

- **地域活力づくり事業**  
地域運営組織が策定した「将来ビジョン」に基づき、地域住民や組織が開発する地域の活力維持・強化に資する地域おこし活動や地域課題の解決に繋がる生活支援の取組のための必要な経費を支援
- **農山漁村振興交付金（農山漁村イノベーション対策）**  
農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備にかかる経費を支援

#### 農山漁村コミュニティ形成全体の伴走支援

- **農村RMO形成伴走支援**  
農村RMO形成、課題解決に向けた取組を中間支援組織※の育成も含め、寄り添い支援  
（※行政と地域の間に立ち、様々な活動を支援する組織）
- **集落支援員（市町村集落支援員）の配置**  
地域運営組織の設立及び運営、将来ビジョンの策定や支え合いの仕組みづくりなどを支援



# 京都府フードテック推進事業

～「食」×「テクノロジー」×「伝統・文化」の総合力の発揮により、食産業を取り巻く課題の解決と、新たなブランド価値の創出による京都ブランドの強化～

## 京都府の現状と課題

- (1) 府内農林水産業の担い手の減少  
→省力化や熟練技術の継承などのためのスマート技術の開発・実装
- (2) 地球温暖化等による栽培環境の変化  
→高品質・低コスト生産可能な品種や栽培技術の開発・普及
- (3) 京都府産品のブランド力低下と健康機能性やオーガニックなどの消費者志向の高まり  
→新たなブランド価値を付加した新品種・栽培技術の開発及び加工食品の開発・商品化
- (4) 少子高齢化等の社会構造の変化による国内市場の縮小  
→輸出など広域流通のための保存技術等の開発・実用化

## 施策展開のポイント

- 京都に集積する研究機関や大学等が有する技術を集約するネットワークを構築し、評価の高い京都の食材の活用など世界に誇る京都の食文化を融合した京都ならではのフードテックを開発
- フードテックを府内食関連産業に還元する仕組みの構築と競争力強化につながる実用化を支援
  - ▶産学公民連携による共同研究体制の整備・ネットワークの構築と一次産業や食品の研究開発拠点の整備
  - ▶食のイノベーションを促進するためのフードテック研究部会の設置
  - ▶食関連事業者の新商品・サービス開発に係る課題(ニーズ)とフードテック(シーズ)のマッチングを推進
  - ▶フードテックを活用した商品の実用化やサービスの開発とスマート技術の実装を支援

フードテックを府域全体に波及させることにより京の食の高付加価値化と競争力の強化による成長産業化

## 事業概要

### 研究開発(シーズ)

- 京都府フードテック研究開発・集積事業
  - (1) 京都府フードテック研究・開発ネットワーク構築事業
    - ▶農林水産技術センターのリエゾン機能を強化し「京都府フードテック研究連絡会議」を設置。和食文化など多様な分野を含めた府内外の大学、フードテック企業等の研究者・開発担当者によるフードテックの共同研究やネットワークを構築。フードテック情報をデータベース化したwebサイト等で公開
    - ▶連絡会議の中に、京大、府大、奈良先端大や学研都市立地企業、海外企業等と共に「学研フードテック研究部会」を設置。国家的課題解決に向けたプロジェクト研究を創出、先導
- (2) フードテック拠点整備・推進費
  - ア 京都府フードテック基本構想の推進
    - ▶フードテック構想の推進に向けた取組みに関する経費
  - イ 南部市場オープンイノベーション推進基本計画の策定
    - ▶京都府南部総合地方卸売市場に中食等加工食品研究拠点を整備
- (3) フードテック研究開発推進事業
  - ア スマート技術等の情報発信事業
    - ▶研究開発
      - 【食材研究】一次産業の研究拠点
        - 農林水産技術センター<機能強化>
          - 高機能性新品種や有機栽培、スマート農林水産業など、次世代型農林水産業の実現に向けた生産技術の研究開発・実証拠点
        - 【中食開発】機能性加工食品等の開発拠点
          - オープンイノベーション<新創>
            - ▶大学や研究機関、企業等の研究者・開発担当者、加工企業をつなぎ、冷凍機能性中食などの製品を開発・評価等するオープンイノベーション拠点
          - 【企業集積】「食」の最先端研究と関連製造
            - 企業集積拠点
              - けいはんな学研都市(フードテックヒル)
                - 機能性表示食品や冷凍流通技術など、最先端領域の研究と、特色ある「食」関連製造企業の集積拠点

### シーズとニーズのマッチング

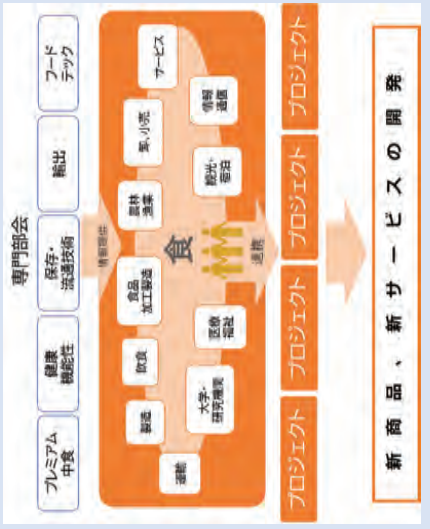
- 京都府フードテックマッチング事業
  - ▶京都府フードテック研究連絡会議に集積するフードテック(シーズ)と京都府ビジネスプラットフォームで集約した課題(ニーズ)とのマッチングによる新商品・サービスの開発の促進
- ア 京都府フードテックエキスポ2023の開催
  - ▶食関連企業向けの国内外の最先端フードテック展示会の開催

### フードテックの実装支援

- 京都府フードテック実装支援事業
  - ア 京ものブランドサプライチェーン構築事業
    - ▶フードテックを活用した商品やサービスの開発と実用化に向けた取組経費と施設整備を支援
  - イ 「京の食」販路開拓支援事業
    - ▶府内の特産品やフードテック活用商品について、バイヤー評価を得て販売展開するため、首都圏商談会の出張を支援
  - ウ スマート農林水産業実装チャレンジング事業
    - ▶農林水産業の作業性・生産性改善のためのスマート技術の導入に取組む生産者を支援

### ビジネスプラットフォーム(ニーズ)

- 京都府ビジネスプラットフォームの体制強化
  - ア 「京都府ビジネスプラットフォーム」運営
    - ▶新たなビジネスを創出するためのセミナーやワークショップの開催と商品開発の伴走支援
  - イ フードテック部会の設置とフードテックニーズの集約
    - ▶フードテックに特化した部会を設置し、食関連事業者の最先端技術の実装に向けた課題(ニーズ)を掘り起こし
    - ▶「京都府フードテック研究連絡会議」等で開発・集積された技術(シーズ)とのマッチングから新商品等の試作・実証、商品化に至るまで一貫して支援



連携しながら推進

## 産業創造リーディングゾーン(フードテックヒル)

南田辺・狛田地区に世界的な「食」の最先端研究・製造企業が集積するフードテックヒルを形成。R5は企業誘致に向けた情報発信、条件整理に着手(商工労働観光部)

# 地域別の重点施策

## 丹後地域

### 「食」や「暮らし」を支える農林水産業の振興

- 「丹後いちおし食材」のプロモーションなど丹後の食の魅力づくり
- 丹後産フルーツの産地強化に向けた取組や地域資源を活用した商品開発・販路開拓など企業と特産品（農産物・丹後ちりめん等）を繋ぐ取組を推進
- 移住・定住の推進による地域の担い手の確保
- ソフト・ハード両面からの災害に強い安心・安全な地域づくり
- 地元高校生等の森林をフィールドとする活動の支援や既存資源（丹後縦貫林道等）の整備・利活用を通じた丹後の森全体の魅力発信



丹後産いちごを使ったスイーツの開発

## 中丹地域

### 心つながる海・里山・まちを舞台に 求める暮らしが実現できる地域づくり

- 地域での働き方・暮らし方の発信、移住希望者と地域とのマッチングによる移住・定住の促進
- 地域特産物の生産技術向上を図る講習会等により、担い手育成を進め、マーケットニーズに対応した「儲かる農林水産業」を推進
- 「京都中丹いちおし商品」、「京都中丹認証ジビエ」等の地元特産品の開発・発掘を進め、地域内外へ魅力を発信
- 森林整備や施設整備による「総合的な治山・治水・流域対策」を実施
- 持続的な木材生産を目指し、主伐・再生林の普及や地元産材の効率的な利用を推進



地理的表示(GI)の登録がされている「万願寺甘とう」

## 南丹地域

### 来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口1,000万人超の賑わいと活気のある京都丹波

- 「都会に近い田舎、トカイナカ」の魅力を活かし、京都丹波地域の関係人口、移住者の増加を促進するとともに、定住に向けた受入地域の体制強化
- ソバを地域の魅力ある観光コンテンツとして育成し、マイクロツーリズムによる「地元での消費拡大」を推進
- 京都丹波の「食」を支える様々な農業経営体に対して、ニーズに基づき、産業支援機関や企業等と連携した支援を実施
- 丹波くりの中核的生産者を育成し、組織的な指導体制を構築するとともに、定点観測・分析による防除適期の見極めを行い、生産拡大と品質向上を推進
- 企業と連携し、地元雇用による放置竹林の整備を進め、伐採竹を資源として有効活用する新たなコミュニティビジネスモデルを構築
- 野生鳥獣被害に遭っている集落に対し現地調査を行い、課題と対応策を示した「集落診断カルテ」を作成し、地域ぐるみの被害防止対策を促進



ドローンによるそばの播種



そば粉を使用した新商品の開発（写真：プリン）

## 山城地域

### 個性豊かなそれぞれのエリアが魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域

- 飲食店等における山城産食材を利用した新メニュー・新商品開発やマルシェ、「宇治茶・山城ごちそうフェスタ」の開催等により、山城の「食」の魅力を発信
- 地域の農業者とものづくり中小企業等とのマッチングにより、農業現場での課題解決を推進
- 九条ねぎ、えびいも、花菜など地域の特産品目について、生産拡大のための生産技術の改善や販路開拓を支援
- 「宇治茶ムリ工講座」等の実施により、宇治茶ファン拡大の取組を推進し、宇治茶産業の次世代への継承を実現
- 経営管理力研修の実施と研修体制の整備支援により、次世代農業者を育成
- 移住体験ツアーや山城地域の魅力をPRするイベントの開催等により、移住を促進
- 林業・木材産業関係団体等との連携により、山城産木材の利用促進に向けたツアーやセミナー等を開催し、普及啓発を展開



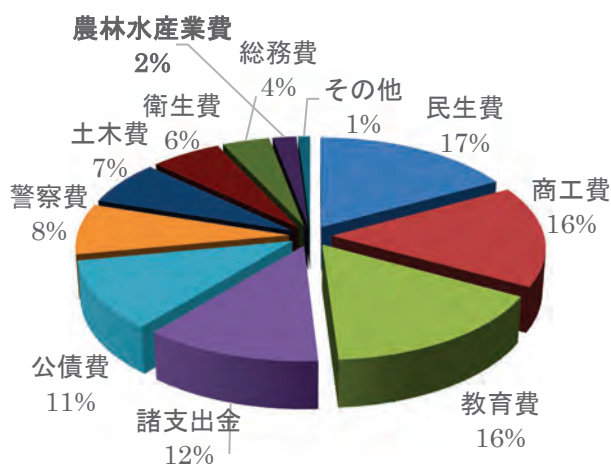
山城産食材を使った新メニュー・新商品開発

# 令和5年度 農林水産関係予算の概要

京都府では、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策を引き続き実施していくとともに、1年前倒しで改定した「京都府総合計画」の内容を踏まえ、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく取組を推進していくこととして予算を編成し、予算規模は、一般会計で前年度当初予算比2.9%減の約1兆302億円を計上しました。

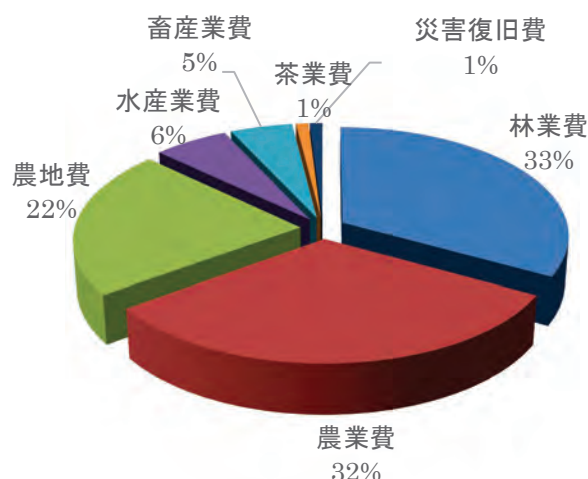
農林水産分野においては、改定した「京都府農林水産ビジョン」の5つの「重点戦略」に関する事業や物価高騰対策など、希望と活力に満ちた農林水産業や農山漁村を実現するための取組を計画的かつ総合的に推進する予算として一般会計で約185億円を計上しました。

〈京都府の予算〉



総額  
約 1兆302億円

〈農林水産関係予算の内訳〉



総額  
約 185億円

## 令和5年度当初予算の概要

### 【戦略1】フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

#### <①先端技術の活用による農林水産業の成長産業化>

##### ■京都フードテック推進事業

【新規 1億9,420万円】

京都の食産業の高付加価値化と競争力強化を図るため、フードテック(※)に関する研究機関のネットワークの形成や、食関連事業者のニーズの集約、フードテックとのマッチングによる新商品・サービスの開発に向けた取組を支援することで、京都ならではのスマート技術の実装や開発商品の販路開拓など、農林漁業者・食関連事業者に還元する仕組みを構築する。

(※)フードテック:社会課題の解決に資する食分野の最先端技術の総称

## ■京都みどりの食料システム戦略推進事業

【一部新規 3億2,968万円】

農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給の確保に向け、京都府みどりの食料システム基本計画に基づき、環境負荷低減事業活動を推進するため、有機農産物等の生産に係る推進協議会の設置や環境負荷低減事業活動に取り組む産地の形成等を支援する。

(新規)環境負荷低減事業活動に必要な機械等の導入を優先的に採択する「優先枠」を新設

## <②京都の特長を生かした生産力の強化>

### ■集落連携100ha農場づくり事業

【継続 7,635万円】

メガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築して持続可能な地域農業を創出するため、複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保の取組を支援する。

### ■京都農業経営強化事業(一部再掲)

【継続 1億542万円】

ブランド京野菜など収益性の高い園芸産地を育成するため、園芸用パイプハウスや生産・出荷調整用機器の整備等を支援する。

## <③安心・安全をもたらす基盤づくり>

### ■農林水産業基盤整備事業

【継続 42億8,716万円】

農林水産業のイノベーション実現と安心・安全な地域社会を実現するため、生産基盤の整備や、農山漁村と森林の防災・減災対策を実施する。

### ■盛土対策総合推進事業

【新規 4,300万円】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施する。

### ■きょうと「食の安心・安全」確保事業

【継続 188万円】

食の安心・安全を確保するため、食品表示の監視や研修会開催などの事業者支援、食に関する情報提供等を実施する。

## 【戦略2】森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

## <①木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化>

### ■森林経営管理制度市町村支援事業(森林環境譲与税活用)

【一部新規 6,780万円】

森林経営管理制度(※)の円滑な運用のため、市町村への技術的支援や職員研修の実施など、市町村が行う取組への支援を強化する。

(新規)市町村職員が森林所有者への制度等の説明に使用する動画を作成し、制度周知の取組を支援

(※)森林経営管理制度：森林を市町村が適正に管理するため、林業経営の適否に応じて意欲と能力のある林業経営者に委託又は市町村自ら経営管理を行うもの

### ■「京の木」循環利用総合対策事業(森林環境譲与税活用)

【継続 6,450万円】

林業・木材産業の振興による森林資源の循環利用を推進するため、川上から川下までの連携による府内産木材の安定した需給体制を構築する。

(拡充)林業事業者が実施する主伐の伐採・集積への支援等に係る予算増額により取組を強化

■林業「森世紀」創造戦略事業(生産・販売力強化対策)(豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 2億4,442万円】

森林防災機能の強化と府内産木材の利用促進や競争力強化を図るため、防災・減災を目的とした森林整備や里山保全活動を実施するとともに、公共施設や民間施設、住宅における木造化・木質化や、高性能林業機械の導入など伐採と再生林の低コスト化、更には、特用林産物の生産振興などの取組を支援する。

(拡充)川上から川下までのサプライチェーンを構築した事業者が府内産木材を利用する場合の補助率嵩上げや、特用林産物の生産振興に係る予算増額により取組を強化

■次世代林業を担う林業事業者総合支援事業

【継続 3億6,387万円】

生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業者の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。

■豊かな森を育てる府民税市町村交付金(豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 2億円】

森林の多面的機能を維持・増進するため、市町村が地域の実情に応じて実施する森林の整備や保全等の取組に対して交付金を交付する。

## <②山地災害の防止・低減のための対策強化>

■森林災害防止事業(一部再掲)(一部豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 24億563万円】

森林が有する災害防止機能を高めて府民の安心・安全を確保するため、間伐や風倒木除去等による森林整備及び土砂や危険木の流出を抑制するための治山施設の設置等を実施する。

## 【戦略3】オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

### <①京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上>

■「京の食」ブランド総合戦略事業(一部再掲)

【継続 2億395万円】

国内外における府内産農林水産物・加工品(京もの)の新たなブランド価値を創造・付加し、他産地との優位性を確保するため、「京都食ビジネスプラットフォーム」の活動を通じて、産学公連携による新たな商品・サービスの研究開発や京ものサプライチェーンの構築、「京もの」一体での海外販路拡大等の取組を支援する。

■「京の米」ブランド力向上対策事業(一部再掲)

【継続 7,068万円】

京都府オリジナルブランド米「京式部」や「京の米」の新たな市場・販路拡大を展開するため、「京式部」のブランド化を戦略的に進めるとともに、「京の米」の高品質化と知名度向上を推進する。

■宇治茶ブランド世界発信事業(一部再掲)

【継続 3,520万円】

宇治茶の新たな市場・販路拡大を図るため、輸出に対応した産地の育成や「宇治種」への改植を推進するとともに、宇治茶のプレミアムブランド化や商標対策、更には「京都府宇治茶普及促進条例」に基づき、茶業振興や世界文化遺産登録に向けた取組を展開する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業

【継続 1,592万円】

次世代の担い手の育成により漁業・漁村の活性化を図るため、府内産水産物の生産設備の導入や流通拡大に向けた取組を支援するとともに、新規就業者のスキルアップ研修等を実施する。

## <②京都ブランドを支える流通の基盤づくり>

### ■「食の京都」推進事業 【一部新規 1,770万円】

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした周遊観光を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材を活用した地域の魅力向上や、消費地での認知度向上の取組を支援する。

(新規)京都市中央卸売市場第一市場内に、府市協調で「食の京都」情報発信拠点を設置

### ■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業 【継続 894万円】

学校・保育所・地域等での体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進するため、「きょうと食いく先生」の派遣や地域の食育活動の支援、若い世代を対象とした食育出前講座等を実施する。

## 【戦略4】人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

### <①意欲ある経営者の育成・支援体制の確立>

#### ■京都農人材育成強化事業 【継続 4億8,231万円】

高度な経営感覚を持つ農人材の育成により、攻めの農業への転換を図るため、オール京都体制で「京都農人材育成センター」を運営し、相談から就農までをワンストップで一貫してサポートするとともに、京の農業応援隊(農業改良普及センターなど)による技術研修等の伴走支援に加え、発展段階に応じた経営研修を一体的に実施する。

(拡充)丹後地域の果樹園を継承する担い手を育成し、スマート技術の導入や農地集積等を支援

#### ■京都畜産未来の担い手づくり事業(一部再掲) 【継続 411万円】

畜産の担い手を確保し、後継者の育成を推進するため、畜産経営を法人化することで対外信用力の向上や就業条件の改善を図るとともに、畜産法人等への就業者や新規就農希望者に対する研修等を実施する。

#### ■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(再掲) 【継続 1,592万円】

次世代の担い手の育成により漁業・漁村の活性化を図るため、府内産水産物の生産設備の導入や流通拡大に向けた取組を支援するとともに、新規就業者のスキルアップ研修等を実施する。

#### ■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(再掲) 【継続 3億6,387万円】

生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業体の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。

## <②農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大>

#### ■集落連携100ha農場づくり事業(再掲) 【継続 7,635万円】

メガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築して持続可能な地域農業を創出するため、複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保の取組を支援する。

#### ■京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

府民参画、府民協働による森づくりを推進するため、森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した森林づくりの活動を支援する。

## 【戦略5】人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

### <①持続的で活力に満ちた地域づくり>

#### ■日本型直接支払事業 【継続 14億3,270万円】

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、国の日本型直接支払制度等を活用し、地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動等を支援する。

### <①持続的で活力に満ちた地域づくり>

### <②地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開>

#### ■京のむらづくり推進事業 【一部新規 1億2,960万円】

人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進するため、農地や集落内の施設維持等の地域共同活動を再編・合理化し、省力化を図るとともに、地域運営体制の形成に向けた取組等を支援する。

(新規)地域共同活動の「選択と集中」による管理負担軽減に資する取組、地域運営体制の形成に向けた取組を支援

#### ■「移住するなら京都」推進事業 【継続 1億8,650万円】

多様なニーズに対応した移住の促進により、農山漁村地域の活性化を推進するため、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住から定住に至るまでの各段階に応じ支援する。

(拡充)移住者が空家を取得等した場合の住宅改修支援に係る予算増額により取組を強化

#### ■有害鳥獣総合対策事業 【継続 5億5,150万円】

農作物被害対策を推進するため、ニホンジカ等の捕獲強化、捕獲個体の処理施設や防護柵の整備、担い手育成及びジビエ利用拡大に向けた取組等を支援する。

## 令和4年度 2月補正予算(冒頭提案分)の概要

コロナ禍の長期化や物価高騰等を踏まえた中小企業者や府民生活への支援に取り組むとともに、防災・減災などの安心・安全対策のため、公共事業等を国の補正予算も積極的に活用して進めるため、府議会2月定例会で冒頭提案を行い、令和4年度2月補正予算において、一般会計で約25億円を計上しました。このうち、農林水産分野では約3.5億円を計上しました。

#### ■農林水産業経営強化緊急支援事業 【新規 3,000万円】

農林水産業者等が中長期的に安定した経営の実現を図るため、生産コストの削減や販売力強化に繋がる取組を緊急的に支援する。

#### ■京都耕畜連携システム構築事業 【新規 1,500万円】

飼料作物と堆肥を循環させる耕畜連携システムを構築し、持続可能な農業の推進による安定した経営の実現を図るため、府特産物向けの成分調整型ペレット肥料を開発するとともに、飼料作物及び堆肥の広域流通に向け保管・輸送経費を支援する。

#### ■農林水産業基盤整備事業 【継続 2億9,500万円】

農林水産業のイノベーション実現と安心・安全な地域社会を実現するため、生産基盤の整備や、農山漁村地域と森林の防災・減災対策を実施する。

#### ■盛土対策総合推進事業 【新規 1,000万円】

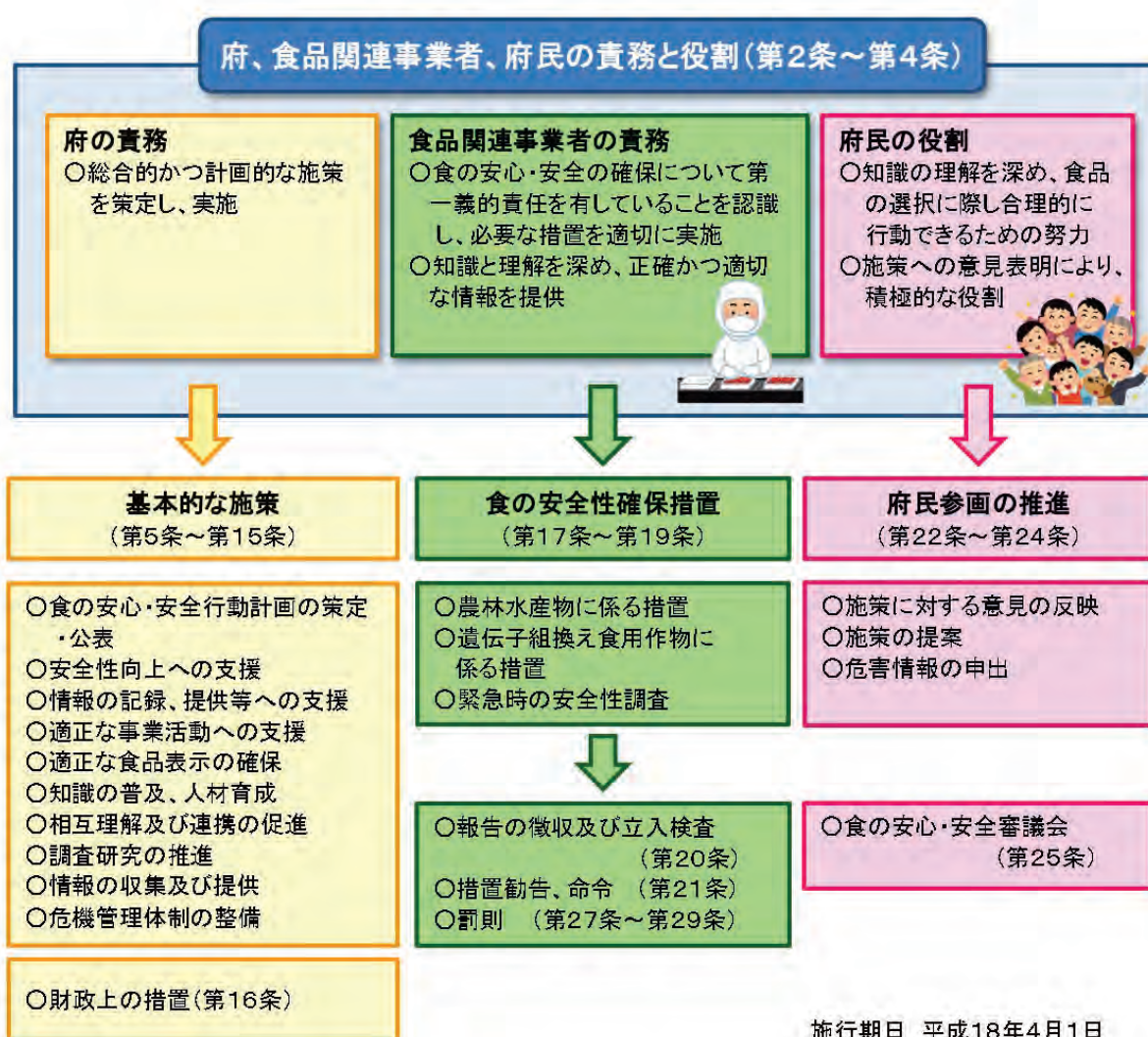
「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施する。

# 京都府食の安心・安全推進条例

所管課：農政課  
(平成18年度～)

本条例は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的としています。

## ■ 概要





# 京都府宇治茶普及促進条例

所管課：農産課  
(令和元年度～)

京都の産業としての宇治茶の価値を守り、高め、現在及び将来の府民の皆さんが、心豊かで健康的な府民生活を享受するために、京都府や市町村、府民、茶業者等の皆さんが一体となって宇治茶の普及の促進等を図ることにより、お茶がいつそう愛飲され、心が潤される京都を築き、さらに、日本茶や日本文化の更なる発展に寄与することを目的としています。

## ■ 概要

### ① 府民の役割

府民は、自主性に基づき、日常生活において、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることを通じて、宇治茶や宇治茶の伝統と文化等に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

### ② 茶業者等の役割

茶業者等は、宇治茶の普及の促進等に関する取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めるものとする。

### ③ 府の責務

府は、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

府は、施策の推進に当たっては、当該施策を通じて、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、心豊かで健康的な生活習慣として宇治茶が、府内をはじめ、国内のみならず海外においても愛飲されることに資するものとなるよう配慮するものとする。



# 京都府森林の適正な管理に関する条例

所管課：林業振興課  
(平成 27 年度～)

京都府は森林が全面積の 74%を占め、そのうち、国有林を除いた民有林が 98%を占めています。災害を防ぐ上で、この民有林を適切に管理することが重要です。

本条例は、森林の安全度をいっそう高め、府民の皆様の生命・身体を守るために、森林を所有する方々にも森林の管理責任を自覚し、その責任を果たしていただくことを目的としています。

## ■ 概要

- ①森林所有者等の責務
  - ②府民の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある森林の指定（要適正管理森林）とその管理
  - ③要適正管理森林に災害のおそれがある場合の知事の勧告・命令
- について定めています。

一方で、京都府は森林所有者の方々が行う森林管理を支援すること等についても規定しています。

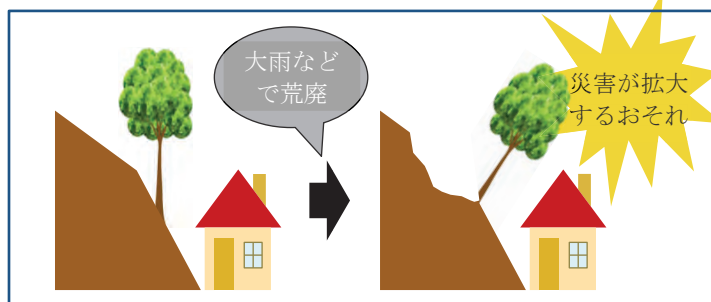
### ○ 森林所有者等の責務の明確化

- ◆ 所有・占有する森林が荒廃により災害の原因となることがないように、森林を適正に管理
- ◆ 府や市町村が実施する施策への協力
- ◆ 森林に関する権利関係を正確に登記簿に記載

### ○ 「要適正管理森林」の指定と管理

- ◆ 森林の中でも傾斜がきつく、下方に人家等がある森林については、大雨などで荒廃した場合に放置すると二次災害により災害が拡大することが心配されるため、要適正管理森林として指定
- ◆ 要適正管理森林の所有者等は、このような二次災害が発生しないように、森林を適正に管理

### <要適正管理森林制度のイメージ>



要適正管理森林

**【平常時】**  
所有者等の防災の努力義務  
災害の原因にならないように森林を適正に管理

**【災害の蓋然性が高まったとき】**  
勧告・命令  
※命令に違反した場合：50 万円以下の罰金

# 森林法に基づく保安林の指定等に係る手続に関する条例

所管課：森の保全推進課  
(平成 27 年度～)

保安林は、水源のかん養、山地災害の防止、地球環境の保全等の公益機能を有しており、府民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与していますが、その指定が私権に重大な影響を及ぼすことに鑑み、その指定手続に関し、森林所有者との調整や森林所有者が分からない場合等の手続について定めました。

## ■ 概要

### ○森林所有者との調整

保安林の指定等をしようとする場合においては、あらかじめ、当該森林の森林所有者に対し、当該保安林の指定等の内容を説明し、その同意の取得を得るものとします。

### ○森林所有者が分からない場合等の手続

次の場合においては、京都府森林審議会の意見を聴き、公聴会を開催した上で、森林所有者の同意を得ることなく、保安林の指定等を行うことができるものとします。

- ①森林所有者が知れない場合
- ②森林所有者の所在が不分明な場合
- ③防災工事を行う必要があると認められる場合で、森林所有者が保安林の指定等に同意しないとき

# 京都府豊かな森を育てる府民税条例

所管課：林業振興課

(平成 28 年度～)

私たちの生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止といった森林の多面的機能が果たしている役割は大変重要です。このような森林の多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の整備・保全、森林資源の循環利用や森林の多様な重要性について府民の理解を促進するための取組の財源として、京都府では平成 28 年度から「豊かな森を育てる府民税」を導入しています。

## ■ 概要

### ○ 豊かな森を育てる府民税のしくみ

#### ◆ 納める方

1 月 1 日現在で京都府内に住所・家屋敷等を有する方

#### ◆ 納める額

年額 600 円

※ 前年の合計所得金額が一定の金額以下であること等の理由により、府民税均等割が非課税の方には課税されません。

#### ◆ 納税方法

個人の府民税均等割に上乗せして納めていただいています。

## ■ 豊かな森を育てる府民税を活用した取組例

<p><b>森を守る</b> <b>森林の整備や保全を進めるための事業</b></p> <p>流木災害の未然防止による安心安全の森林づくりや府民参加型の里山整備などの取組を推進しています。</p> <p><b>主な取組</b></p>  <p>(実施前) 危険木の伐採 (実施後)</p>  <p>社寺の森の整備 採種圃整備</p>	<p><b>森と暮らす</b> <b>森林資源の循環利用を進めるための事業</b></p> <p>府内産木材を活用した木のまちづくりの推進や木製品の導入支援、公共施設の木造化・木質化など、森林資源の活用による環境にやさしい持続可能な社会づくりを推進しています。</p> <p><b>主な取組</b></p>  <p>住宅の木造・木質化への支援 民間施設の木造化等への支援</p>  <p>木製品の開発支援 府民利用施設への木製品導入支援</p>	<p><b>森に親しむ</b> <b>森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業</b></p> <p>京都の森林の素晴らしさを再認識し、次代に伝えていくための取組を推進しています。</p> <p><b>主な取組</b></p>  <p>保全活動支援 樹木観察</p>  <p>幼稚園における木育 間伐作業の体験</p>
--	--	--

# 京都府森林水源地域の保全等に関する条例

所管課：林業振興課  
(平成 30 年度～)

水が府民の生活のみならず、京都の伝統的な文化及び産業を支える府民共通の貴重な財産であることに鑑み、森林水源地域における土地の利用及び取水の適正な実施について必要な事項を定めることにより、水源涵養機能の維持を図り、豊かな水資源を将来にわたって確保することを目的としています。

※森林水源地域：府内の森林地域及び水源の涵養の観点から当該地域と密接に関連する地域

## ■ 概要

### ① 重点森林水源保全地区の指定

水源涵養機能を考慮して土地の利用又は取水について特に適正な実施を図るべき区域を、その区域を所管する市町村長の提案、又は、市町村長の同意を得て、京都府森林水源地域保全審議会の意見を聴いた上で指定

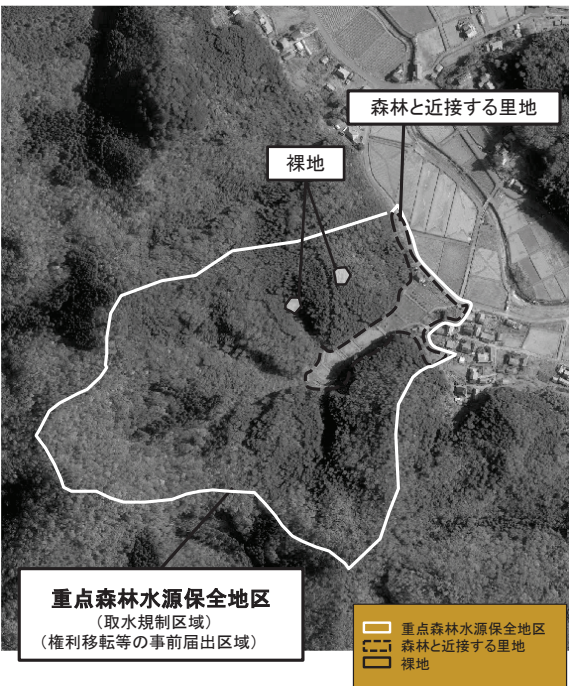
### ② 重点森林水源保全地区内における取水の許可

- ・吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup>超の設備での取水を規制
  - 田畑等のかんがい用、生活の用に供するため等の取水は許可不要
  - 許可申請書に水源涵養機能の維持向上のための活動等についても記載
- ・取水が周辺地域の生活環境等に著しい影響を与える（おそれがある）場合
  - 必要な措置を講じるよう勧告→取水の中止命令→許可取消し・罰則

### ③ 重点森林水源保全地区内における権利移転等の契約の事前届出

土地の所有権を移転しようとする場合等に事前の届出を土地所有者等に義務付け

## ■ 重点森林水源保全地区指定箇所のイメージ



# 京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例

所管課：林業振興課

(令和4年度～)

令和4年4月1日に施行された「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」に基づき、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の発展や森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承と快適で癒やしをもたらす府民生活の実現を目指しています。

## ■ 条例の基本理念

- ・ 府内産木材等の経済的価値の向上
- ・ 府民共通の財産として、森林の次代への継承
- ・ 府民等の理解と意識の高揚及び自発的な取組の推進

## ■ 条例により実施する主な施策

### 【府内産木材の利用促進に関する施策】

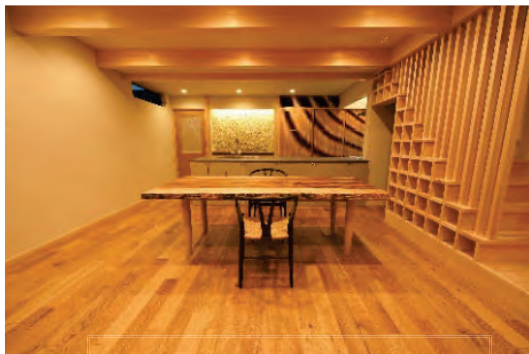
- ・ 建築物への木材の利用促進  
公共建築物、民間建築物への木材利用
- ・ 木材を安定供給する体制づくり  
木材の安定供給に必要な人材の確保・育成、  
需要と供給情報を共有する体制づくり
- ・ 木造建築を担う人材の育成  
木造建築の設計・施工に携わる技術者の育成
- ・ 木材利用に係る相談体制の整備  
府内産木材に係る相談窓口の設置
- ・ 新たな用途への利用拡大  
木材の多様な用途に係る調査研究や情報提供

### 【木材以外の森林資源の活用】

- ・ 木質バイオマスの利活用
- ・ 特用林産物の振興

### 【条例に掲げる施策を推進していく体制づくり】

- ・ 木材利用を推進する気運の醸成  
府民会議の開催や木育等の普及啓発及び  
木材の利用促進に関する優良事例の顕彰



府内産木材を使用した住宅



府内産木材を導入した民間施設



府内産木材を使用した公共建築物



「未来につなぐ京の木府民会議」の開催

# 京都府豊かな緑を守る条例

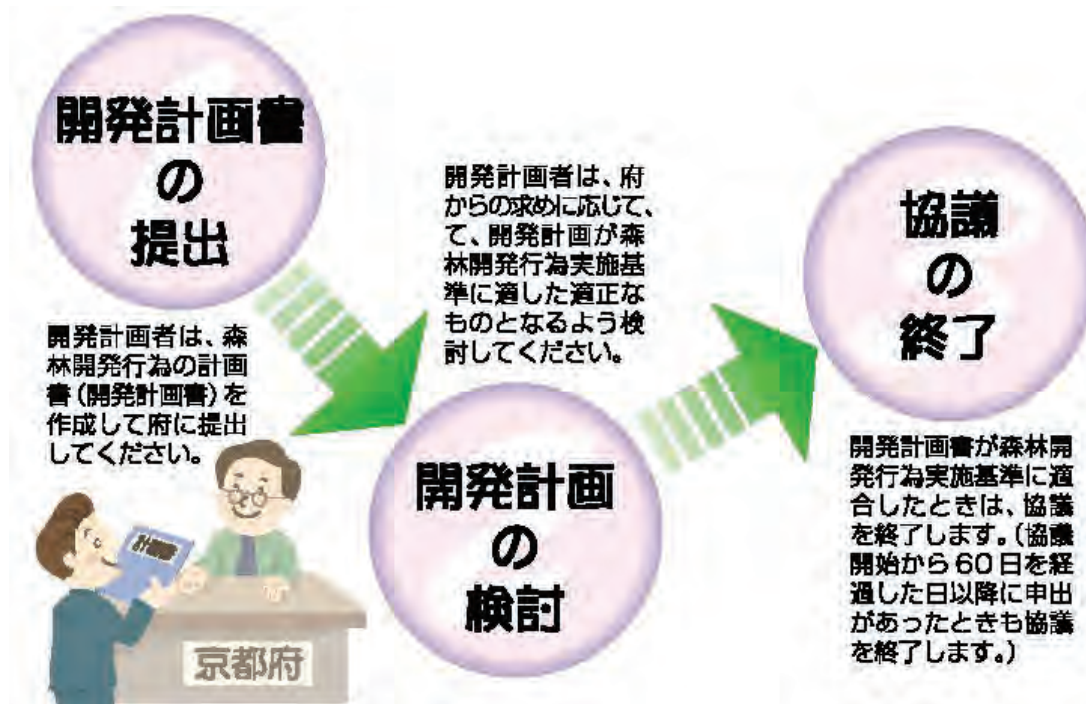
所管課：森の保全推進課  
(平成18年度～)

持続可能な循環型の社会づくりを進めるためには、人と森林との望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守る必要があります。そのため、府民の皆さんと一緒に京都の豊かな緑を守り育てていくための2つの仕組みを制度化しました。

## ■ 概要

- 府民ぐるみで森林を守り育てるための仕組み  
(府民ぐるみで森林を支えるというモデルフォレストの理念のもとで、多様な森林づくりに取り組むための仕組み)
  - ◆ 森林利用保全指針・保全計画の策定
  - ◆ 森林利用保全重点区域の指定
  - ◆ 森林利用保全活動団体の登録
  - ◆ 森林利用保全協定の認定
  
- 1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする開発に限り、土地の面積が0.5ヘクタール)以下の小規模開発を規制する仕組み  
(森林法の規制対象とならない1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする開発に限り、土地の面積が0.5ヘクタール)以下の開発について、開発計画の協議を義務付け、不適切な開発を防止するための仕組み)
  - ◆ 森林開発行為の協議
  - ◆ 土砂搬入禁止区域の指定

## ■ 森林開発行為の協議制度



# 京都府林地開発行為の手続に関する条例

所管課：森の保全推進課  
(平成 23 年度～)

林地開発行為は地域住民の生活環境に大きな影響が及ぶ場合があることから、開発者が森林法に基づく林地開発許可申請をする前に、計画の事前公開や説明会の開催等その他必要な手続を定め、林地開発行為に係る手続の適正化を図るとともに地域住民との合意形成を進めるための手続を制度化しました。

## ■ 概要

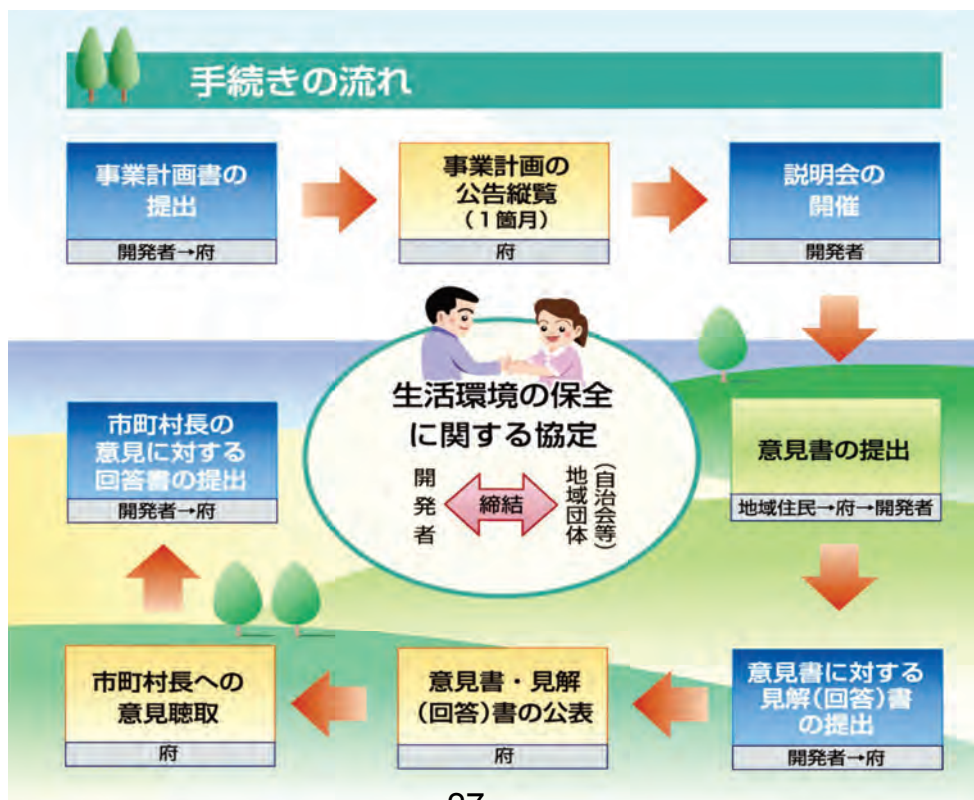
### ○ 対象

森林法の規制の対象となる 1 ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする開発に限り、土地の面積が 0.5 ヘクタール）を超える森林の開発

### ○ 森林法第 10 条の 2 に定める林地開発行為に係る許可申請に先立ち、開発者と地域住民との合意形成を進めるための手続

- ◆ 林地開発に係る計画の事前公開
- ◆ 事業計画に係る説明会の開催
- ◆ 地域住民等からの意見書の提出
- ◆ 地域住民等からの意見書に対する見解(回答)書の提出
- ◆ 自治会等の地域団体と「生活環境の保全に関する協定」の締結
- ◆ 手続違反や不当な対応に対する勧告、手続の停止及び公表

## ■ 林地開発行為に係る事前の手続制度(開発者と地域住民との合意形成)



# 第4次京都府食育推進計画

所管課：農政課

根拠となる法律：食育基本法

(令和3～令和7年度)

## ■ 趣旨

国の第4次食育推進基本計画を基本に、これまでの食育に関する取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度からの食育推進の基本的な方針と施策、数値目標等を示した「第4次京都府食育推進計画」を令和3年4月から開始しています。

## ■ 基本方針と目標

### ○ 基本方針

家庭、学校、地域など多様な関係者との連携のもと、生涯を通じた心身の健康を支える食育を実施し、より効果的に推進するため、京都府ならではの和食文化を通じた食育への関心の向上や新しい生活様式・新たな日常に対応した取組を進めていきます。

### ○ 目標

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の割合、朝食を毎日食べる小・中学生の割合、きょうと食いく先生の授業数等 10項目

## ■ 施策の展開

### ○ 多様な主体による食育の推進

#### ◆ 家庭における食育の推進

健康寿命延伸につながる食育の取組、若い世代への朝食摂取等の啓発

#### ◆ 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

体系的・継続的な食の指導の充実、給食を活用した食育の推進

#### ◆ 地域における食育の推進

市町村や地域が連携した食環境整備、中食や外食、職場等、食へのアクセスの充実

### ○ 食育の効果的な推進のための取組

#### ◆ 食育への関心の向上

地産地消、和食や郷土料理など食文化を身近に感じる取組の推進

#### ◆ 新しい生活様式・新たな日常への対応

WITH コロナ社会の暮らしの変化に応じた食育の推進、ICTを活用した学びの場の提供





# 第6次京都府食の安心・安全行動計画

所管課：農政課

根拠となる条例：京都府食の安心・安全推進条例

(令和4～令和6年度)

## ■ 趣旨

府民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、めまぐるしく変化する「食」を取り巻く情勢にきめ細やかに対応するため、3年ごとに「食の安心・安全行動計画」を策定しています。

## ■ 基本方針と目標

### ○ 基本方針

- ◆ 府民の食の安心・安全をより高い水準で確保するため、令和4年度から3年間を対象期間とした行動計画を定め、3つの柱を中心に施策を総合的かつ計画的に推進し、府民の食に対する安心感を高めます。

### ○ 目標

- ◆ 行政による生産現場等での監視、研修会開催などの事業者支援、府民の理解醸成に向けた情報の提供等 30項目

## ■ 計画の3つの柱と主な取組

### ○ 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

- ◆ 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査
- ◆ 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査
- ◆ 食品表示における科学的検査
- ◆ 新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導

### ○ 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

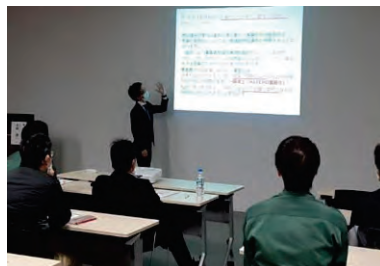
- ◆ 自主的な残留農薬分析の推進
- ◆ HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催
- ◆ 食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発
- ◆ 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進

### ○ 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

- ◆ 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催
- ◆ 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成
- ◆ 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大
- ◆ SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信



高病原性鳥インフルエンザウイルス検査



HACCP 定着に向けた研修会



府HP・SNSの情報提供

# 京都府山村振興基本方針

所管課：農村振興課  
根拠となる法律：山村振興法  
(平成 27 年度～)

## ■ 趣旨

山村振興法に基づき指定された山村の振興に関する計画（市町村作成）の規範となる都道府県の方針です。

京都府では、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担う振興山村における交通、情報通信、産業基盤、経営近代化、文教、社会・生活環境、集落整備、国土保全、交流、森林・農用地等の保全、担い手、鳥獣被害防止施策等、広範囲に渡る現状、問題点及びその対策等について、施策方針と主な取組をおおむね 10 年間の目標として平成 27 年度に策定しました。

## ■ 基本方針と主な取組 <目標年:おおむね 10 年間>

- 交通施策
  - ◆ 高速道路網及び広域幹線道路網、インターアクセス道路の整備等
  - ◆ 通学路等必要性の高い区間について、交通安全対策としての歩道等の整備
- 情報通信施策
  - ◆ 携帯電話不感地域の解消、超高速ブロードバンド利用可能世帯の拡大等の基盤整備に係るハード面の整備
  - ◆ スマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有
- 産業基盤施策
  - ◆ 効率的かつ持続的な力強い農業構造への転換に向けた、ほ場、用排水路、農林道、ため池等の生産基盤整備の推進
- 経営近代化施策
  - ◆ 京野菜、宇治茶等の付加価値の高い品目の生産拡大と流通の多様化の促進
- 文教施策
  - ◆ 農山村における伝統技能の登録促進や、郷土食・行事食、伝統的行催事等、優れた伝承文化の継承と保存
- 社会・生活環境施策
  - ◆ 公共下水道、集落排水、浄化槽等の地域の実状に応じた計画的・効率的な整備
  - ◆ 農山村公園、生活道路、U I J ターン者用住宅整備、移住促進のための空き家改修、生活基盤整備の促進
  - ◆ 医師派遣システムの構築等、医療不足地域対策の推進
- 高齢者福祉施策
  - ◆ 就農支援講座の充実等、定年帰農への支援
  - ◆ 道路交通環境、住宅、公共施設等のバリアフリー化の推進
- 集落整備施策
  - ◆ 住民が主体的に行う集落機能の維持増進活動への支援
  - ◆ 農林地や土地改良施設の維持管理対策の推進
- 国土保全施策
  - ◆ 河川改修等の治水対策の推進
  - ◆ 森林の有する国土保全機能、洪水緩和機能等の発揮のための治水施設等の整備と多様な森林整備の推進
- 交流施策
  - ◆ 「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想の推進
- 森林、農用地等の保全施策
  - ◆ 間伐材等の加工及び需要拡大の促進
  - ◆ 日本型直接支払制度の推進
- 担い手施策
  - ◆ 人材育成拠点等を活用した新規就農者の確保・定着と担い手の育成
  - ◆ 6 次産業化や農業ビジネス等の促進
- 鳥獣被害防止施策
  - ◆ 被害を軽減する新技術の開発と普及
- その他施策
  - ◆ 住民の共助・互助や集落間連携による持続可能な地域づくり

# 京都府過疎地域持続的発展方針

所管課：農村振興課

根拠となる法律：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
(令和3年度～)

## ■ 策定趣旨

令和3年度から5年間の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項を定めるもので、関係市町村は、この方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定するものである。

## ■ 府方針の概要

### (1) 策定の考え方

これまでの「過疎地域自立促進方針（H28～R2）」を基に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や府総合計画、地域創生戦略、関係市町村の意見や近年の社会情勢等を踏まえて策定する。

### (2) 現状と課題

過疎地域では、これまでから道路網の整備などの対策を講じてきたが、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、地域コミュニティの衰退が懸念されている。

このため、多様で豊かな自然や文化、助け合いの心など、過疎地域の持つ魅力や可能性を活かす取組を、地域内外が連携しながら進めることが必要となる。

### (3) 基本的な方向性

新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、地方回帰やテレワーク等への関心が高まっており、人や物の集積による経済価値だけでなく、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場として、過疎地域が担うべき役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの基本的な方向性に以下の新たな方向性を加えて、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の向上を図る。

- 都道府県唯一の府独自の「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住・定住を促進することにより、過疎地域の担い手となる人材を確保し、地域コミュニティの維持を図る
- 地域間ネットワークの構築や、都市との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大を促進し、多様な担い手の協働により、地域課題の解決や地域の活性化を図る
- ICTの利活用を進めるとともに、「スマート農林水産業」などの産業分野へのAI、IoT等の情報通信技術の活用により、多様な働き方が可能な地域社会を創造する
- 子育て環境日本一の実現に向けて、社会全体で子どもや子育て世代をあたたく見守り支え合い、子育てにやさしい地域づくりを推進する
- 多様な再生可能エネルギーの導入や調達しやすい仕組みづくりを支援することにより、地域内外での環境・経済・社会の好循環を創出する

### (4) 記載事項

- |                              |                      |           |
|------------------------------|----------------------|-----------|
| ①基本的な事項                      | ②移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | ③産業の振興    |
| ④地域における情報化                   | ⑤交通施設の整備、交通手段の確保の促進  | ⑥生活環境の整備  |
| ⑦子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | ⑧医療の確保               |           |
| ⑨教育の振興                       | ⑩集落の整備               | ⑪地域文化の振興等 |
| ⑫再生可能エネルギーの利用の推進             |                      |           |

# 第13次鳥獣保護管理事業計画・特定鳥獣の保護及び管理計画

所管課：農村振興課  
 根拠となる法律：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（令和4年度～）

## ■ 趣旨

### ○ 第13次鳥獣保護管理事業計画

京都府知事が実施する鳥獣保護管理事業についての基本的な方針や取組などを定める5箇年計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区/特別保護地区/休猟区の設定</li> <li>特定猟具使用禁止区域/特定猟具使用制限区域の設定</li> <li>鳥類生息状況の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の捕獲等に関する許可</li> <li>特定鳥獣保護管理計画</li> <li>鳥獣の保護管理事業の実施体制</li> </ul>
--	--

### ○ 特定鳥獣の保護及び管理計画

京都府知事が第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣の種類毎に個体管理、被害管理及び生息環境管理における具体的な目標を定める5箇年計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>生息状況調査などを実施し、専門家や関係者により実施効果を随時モニタリングし、その結果を計画の目標や事業内容にフィードバックして反映</li> </ul>
---

## ■ 目標

人との共存可能な野生鳥獣の個体数への誘導

## ■ 策定の経緯及び内容

○ 生物多様性の確保を図りつつ、野生動物による生活環境や農林水産業などへの深刻な被害に対処するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成27年5月29日施行）に基づき、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会（令和3年3月4日開催）の審議を経て、各種計画内容を見直しました。

○ 第13次鳥獣保護管理事業計画では、府内における生息状況が著しく増加又は減少している鳥獣について、長期的な観点から適正な保護・管理を図るために特定鳥獣保護管理計画を策定するものとしています。

なお、ツキノワグマについては、前計画では、第一種特定鳥獣保護計画としていましたが、京都府レッドデータリストで「絶滅寸前種」から「要注目種」に変更されたことから、令和3年11月に、第二種特定鳥獣管理計画に変更しております。

名称	概要	対象獣類
第二種特定鳥獣管理計画 (鳥獣法第7条の2)	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ

## ■ 目標達成のための取組：令和4年度～（ツキノワグマは、令和3年11月～）

○ 特定鳥獣管理計画では、獣種ごとに具体的な取組を定めています。

名称	対象獣類	取組
第二種特定鳥獣管理計画	ニホンジカ	令和2年度の生息頭数及び被害額を令和8年度末までに半減
	イノシシ	令和2年度の生息頭数及び被害額を令和8年度末までに半減
	ニホンザル	加害レベルが高く推定生息数の多い10群の加害レベルを低下
	ツキノワグマ	捕獲頭数の管理により、安定的に地域個体群を維持

# 京都府農業経営基盤強化促進基本方針

所管課：経営支援・担い手育成課  
 根拠となる法律：農業経営基盤強化促進法  
 （令和5年度～令和14年度）

■ 趣旨

認定農業者などの経営感覚に優れた農業経営体の確保・育成や農用地の集積目標等を定める京都府の基本方針を、令和14年を目標に定めました。（令和5年改定）

＜担い手の確保・育成の基本的な方向＞

- ① 生産技術だけでなく、時代の変化や地域社会のニーズを適切に捉え、マーケティングや販売などの経営感覚も備えた、地域農業をけん引する人材を育成する
- ② 半農半X実践者、定年帰農者など多様な人材も農山漁村を支える担い手として位置付けて確保し、地域への定着をサポートするとともに、若い世代に向けた魅力発信を強化することで、担い手の裾野を広げる

＜推進の視点＞

- ① 新たな担い手の確保・育成
- ② 経営の安定や発展への支援、経営感覚に優れた担い手の育成（＝中核的担い手）
- ③ 持続的な地域農業の実現に向けた多様な担い手の育成等（＝多様な担い手）

■ 方針の指標と目標 <目標年：令和14年>

(1) 農業経営の基本的指標（主たる従事者1人当たり）

	効率的かつ安定的な農業経営	新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営
年間農業所得	500万円	250万円
年間総労働時間	2,000時間	2,000時間

(2) 認定農業者等への農用地の利用集積目標

53%

(3) 認定農業者数の目標

1,807経営体

■ 目標達成のための取組

- 農業大学校や宇治茶学舎をはじめとした現場教育の充実、情報発信や各種研修制度等の充実により、新規就農者や多様な農人材などの新たな担い手の確保・育成を推進します。
- 定着から経営の安定・発展につなげるべく、各種補助金のほか、経営相談や経営力研修による伴走支援を実施することで、経営感覚に優れた担い手の育成を推進します。
- 今後の地域農業のあり方や農地の活用方法を地域で話合う中で、中核的な担い手への農地集積をはじめ、担い手の希望に応じた基盤整備等の推進や、地域農業を側面的に支える半農半X実践者、移住者、定年帰農者や企業参入など多様な担い手の活躍機会の創出を推進します。



# 京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

所管課：経営支援・担い手育成課

根拠となる法律：農地中間管理事業の推進に関する法律  
(令和5年度～令和14年度)

## ■ 趣旨

農地中間管理事業を活用した中核的担い手への農用地等の集積・集約化とや多様な担い手も含めた農用地等の有効活用を図るため、令和14年度を目標とした京都府の基本方針を策定しました。

### ＜農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向＞

- 農地中間管理機構は、「地域計画」の実現のために、農地の貸借を基本とした上で、農地中間管理事業を実施するものであり、市町村が行う担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消に向けて、農業委員会等関係機関と連携して推進
- 農地中間管理機構は、市町村が地域計画を策定する際には、広域的な見地からの受け手の情報や意向を提供
- 農地中間管理機構は、地域別に現地推進役を配置し、農地の所有者や借受者への事業活用の働きかけ等による現場活動を行うとともに、地域計画策定の協議の場に積極的に参加し、市町村及び農業委員会に協力をするなど、関係機関と一体的に業務を進行

## ■ 方針の指標と目標 <目標年：令和14年度>

- 中核的担い手が利用する農用地の面積の目標

	現 在 (令和3年度)	概ね10年後 (令和14年度)
耕地面積①	29,700ha	29,700ha
うち中核的担い手が利用②	9,733ha	15,800ha
②／①	33%	53%

- 分散錯圃の解消による農用地の集団化
- 荒廃農地(令和3年度末1,502ha)の解消

## ■ 目標達成のための取組

- 農地中間管理機構から市町村等に、必要な取組については業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画を定める際には、市町村に対して当該計画案の提出を要請
- 農地中間管理機構は、「地域計画」の策定に向けた過程で、市町村、農業委員会と連携の上、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法について周知
- 広報誌、インターネット等で農地中間管理事業の制度等を啓発普及し、パンフレットにより中核的担い手やその他の多様な担い手への農地の集積・集約の機運を向上
- 市町村、農業委員会、JA等関係機関との密接な連携・協力

# 京都府農業振興地域整備基本方針

所管課：経営支援・担い手育成課

根拠となる法律：農業振興地域の整備に関する法律  
(令和2～12年度)

## ■ 趣旨

京都府における今後 10 年間の農用地等の確保及び保全等に関する基本的な考え方を示すとともに、令和 12 年の農用地区域内農地の目標面積を定めました。

### <農用地の確保・保全等に関する基本的な考え方>

持続性のある地域農業の仕組みを構築し、再生可能な荒廃農地の発生防止と解消に努め、農地の保全と有効利用を推進

- 新規就農・就業相談から体験・研修・地域定着までの一貫した支援
- 認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手の経営力強化
- 小規模専業農家や女性農業者等の多様な担い手の育成
- 農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化 など

## ■ 方針の指標と目標<目標年：令和 12 年>

- 確保すべき農用地区域内の農地面積 22,597ha

## ■ 目標達成のための取組

- 市町村農業委員会と一体となった農地法に基づく遊休農地対策の徹底と農地利用の最適化のための取組の推進
- 農業生産基盤の整備及び農用地区域の編入要件を満たす農地の編入促進
- 多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動や中山間地域等直接支払交付金を活用した営農継続に対する支援、京力農場プラン（「人・農地プラン」）の実質化や今後策定する地域計画を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進による荒廃農地の発生防止
- 農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化の取組や最適土地利用対策を活用した荒廃農地の再生利用に対する支援による荒廃農地の解消
- 地域計画や目標地図の作成支援、推進チームによる農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化に係る取組の推進
- 複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保を支援することにより、メガ団地（100ha 農場）を形成する営農モデルを構築し、持続可能な地域農業を創出する取組の推進

# 京都フードテック基本構想

所管課：流通・ブランド戦略課  
(令和5～令和10年度)

## ■ 趣旨

食を取り巻く社会情勢の急激な変化を踏まえ、世界に誇る京都の食文化や高い栽培技術と進化し続ける最先端技術を融合させ、京都の農林水産業を含む食関連産業の振興を図ることを目的として策定

## ■ 目指すべき方向

京野菜や宇治茶などの伝統的な栽培技術や、大学・世界的企業など最先端技術の集積、世界に誇る食文化や府民の進取の気質という京都の強みを融合するフードテックの取組を通じて、府内の食関連産業が抱える課題の解決を図り、京の食の高付加価値化と競争力の強化による成長産業化を目指す。

## ■ 構想を推進するための方策

### 1 京都ならではのフードテックに関する研究開発

京都府農林水産技術センターの機能強化や最先端企業等の集積エリアの整備などにより、京都の強みを融合した京都ならではのフードテックに関する研究開発を実施

### 2 大学、研究機関企業等とのネットワークの構築

府内に集積する研究機関や大学等が有する技術を集約するネットワークを構築し、フードテックに関する共同研究を促進

### 3 新商品や新サービスを創出するオープンイノベーションの体制強化と支援

京都ならではのフードテックを府内の食関連産業に還元する仕組みを構築するとともに、新商品や新サービスの創出等フードテックの実用化に向けた支援を実施





# 京都府果樹農業振興計画

所管課：農産課

 根拠となる法律：果樹農業振興特別措置法  
 （令和元年度～）

## ■ 趣旨

京都府内の果樹産地が、小規模でも特色のあるものとして、地域の特徴や立地条件、販売条件などを最大限に生かしつつ、担い手が消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動が行えるよう、国の果樹農業振興基本方針（平成27年4月策定、令和2年4月改正）に即し、産地構造改革計画の策定推進等を通じて、目指すべき産地の姿を明確にししながら、競争力の高い産地づくりを推進します。

## ■ 基本方針と目標

果樹の種類	振興方針	栽培面積目標 (ha)
なし	消費者ニーズにあった糖度の高い品種を中心として、収益性、出荷期間、省力性等、品種構成を考慮しながら新植・改植を推進する。 など	85
かき	カットバックによる園地の若返りを始め、管理の徹底により生産性の向上を図る。 など	210
ぶどう	消費者ニーズに合った大粒系優良品種の導入を推進する。 など	89
くり	ブランド産品である「丹波くり」の需要に対応した品質向上と安定生産を目指す。 など	459

## ■ 目標達成のための取組

- 後継者育成
  - ◆ 経営・技術課題の解決や経営戦略・事業計画の策定、販路開拓等について、関係機関の連携による支援や専門家派遣等により、経営の継承・継続・発展を支援します。
- 優良品目・品種への改植、省力樹形の導入
  - ◆ 長期出荷や省力栽培が可能な多様な優良品種の導入など、ニーズが高く、多様な販売ルートが期待できる品目への改植を推進します。
- 労働力確保・作業軽減化
  - ◆ ロボットやAI、IoT等の先端技術の実証・導入により、地域の労働力の確保や軽労化を図ります。
- 異常気象対策
  - ◆ 気象変動に応じた適切な栽培管理や技術対策をはじめ、障害が発生しにくい品種の導入、土づくりや健全な樹体育成など、気象災害に強い産地づくりを進めます。
- GAPの実践や認証取得を視野に入れた果樹生産の推進
  - ◆ GAPの実践や認証取得に向けた研修会の実施など、産地における食品安全、労働安全、環境保全等の取組を推進します。
- 海外輸出
  - ◆ 現地百貨店等におけるPR販売や、生産者によるマーケティング調査、商談会参加など、販路開拓に向けた取組を支援

## 第2次京都府バイオマス活用推進計画

所管課：農産課

根拠となる法律：バイオマス活用推進基本法  
(令和4年度～令和13年度)

### ■ 趣旨

京都の自然的、社会的、経済的条件を勘案し、「地域の活性化」「産業の育成」「地球温暖化の防止」「循環型社会づくり」の実現を目指して、地域のバイオマス活用推進方向を示します。

### ■ 基本方針と目標

#### ○ バイオマス利用推進の基本方針

- ◆ 第1期（平成24年～令和3年）で利用が進んでいない未利用バイオマス及び目標を達成できなかった廃棄物系バイオマスを重点的に推進
- ◆ 目標達成したバイオマスについても、継続して推進することにより利用率を維持
- ◆ 地域のバイオマス発電施設等に、新たな再生可能エネルギーとして早生樹等資源作物も活用し供給する地産地消の取組を推進

#### ○ 計画で対象とするバイオマスの利用の現状と目標

	バイオマス名	計画策定時点 (令和3年度(2020年度))			令和13年度 (2031年度)
		発生量 (t)	利用量 (t)	【現状】 利用率	【目標】利用率
廃棄物系	食品加工残さ	40,568	39,849	98%	98%
	生ごみ	248,788	206,716	83%	91%
	廃食用油	6,332	2,287	36%	36%
	下水汚泥	51,237	27,456	54%	67%
	家畜排せつ物	236,000	236,000	100%	100%
	建設廃材	31,660	27,989	88%	91%
	製材工場廃材	15,000	14,415	96%	96%
未利用	もみ殻	18,720	14,682	78%	78%
	稲わら	69,120	67,738	98%	98%
	林地残材	11,774	4,663	40%	60%
	竹	28,892	1,417	5%	10%

### ■ 目標達成のための取組

#### ○ 計画、実施、検証、改善のPDCAサイクルにより目標達成に向けた取組を行います。

- ◆ 計画：取組内容、活用事業、実施地区などを盛り込んだ「バイオマス活用年次計画」を作成
- ◆ 実施：市町村等関係機関と情報交換を行い、バイオマス活用の具体的な取組を推進
- ◆ 検証：バイオマス活用庁内連絡会議で1年間の取組を検証
- ◆ 改善：検証に基づき、次年度の具体的な取組や目標を設定

# 宇治茶の世界文化遺産に係る提案書

(世界遺産暫定一覧表記載資産候補に係る提案書)

所管課：農産課  
(令和4年度)

## ■ 名称

宇治茶の文化的景観 Uji-cha Tea Cultural Landscape

## ■ 概要

ア 「抹茶」「煎茶」「玉露」に代表される日本の緑茶は、中国では途絶したとみられる「蒸し製法」と粉末茶に湯を注いで飲む喫茶法及び茶を湯に浸してエキスを飲む喫茶法が、京都府南部の山城地域で生まれた「覆下栽培」と「宇治製法」という生産技術によって日本独自の緑茶へと進化したものである。宇治茶の文化的景観は、日本の緑茶という固有の文化的伝統の起源であり、その伝統的な生産のあり方が現在に継承されている。

イ 宇治茶の生産は、山城地域の自然環境条件を活かしつつ、日本独自の生産技術及び流通・消費条件によって、茶園、茶工場、茶問屋等からなる独特の土地利用と景観を形成している。その土地利用と景観は、生産に関わる技術革新と合理化により有機的に進化を遂げつつ現在に継承されており、日本の緑茶生産に関わる土地利用と景観を代表する例である。

ウ 日本固有の喫茶文化の形成にも、宇治茶は寄与してきた。「抹茶」の存在は日本の精神文化を代表する「茶の湯」の大成を促し、「煎茶」や「玉露」は「煎茶道」の隆盛をもたらすなど、社会的、文化的、思想的に強い影響力を持つ固有の喫茶文化の形成を支え続けた。また「煎茶」は18世紀以降全国に普及し、急須で茶を淹れるという日常生活に根付いた喫茶文化を一般化させることとなった。

以上のように「宇治茶の文化的景観」は、日本の緑茶という固有の文化的伝統の起源とその生産方法の継承、その生産に関わる土地利用と景観の代表例、喫茶文化への寄与、の各点において顕著な普遍的価値を有する資産である。

## ■ 提案者

京都府、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町、和束町、南山城村

## ■ 構成資産（8市町村・18地区）

宇治市域（中宇治、白川）、城陽市域（上津屋）、八幡市域（上津屋、野尻、岩田）、京田辺市域（飯岡）、宇治田原町域（湯屋谷、奥山田、郷之口）、和束町域（原山、釜塚、石寺、撰原、湯船）、南山城村域（田山、高尾、童仙房、今山）、木津川市域（上粕）の宇治茶生産の景観

## ■ 資産の全体像を示す写真



平地のみならず丘陵や河川敷にも展開される「抹茶」「玉露」を生産する覆下茶園



傾斜地に展開される「山なり開墾」と呼ばれる「煎茶」を生産する露地茶園



水運など地の利をいかした茶問屋の町並み



茶生産に適した施設を含む集落

# 京都府みどりの食料システム基本計画

所管課：農産課

根拠となる法律：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律  
(令和5年度～令和9年度)

## ■ 趣旨

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」に基づき京都府農林水産ビジョンが目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図ります。

## ■ 基本方針と目標

### ○ 基本方針

- ◆ 環境負荷低減事業活動計画の認定
- ◆ 環境負荷低減事業活動を活用できる環境整備
- ◆ 環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の流通・消費拡大

### ○ 環境負荷低減に関する目標

指 標	基準（令和3年）	目標（令和9年）
環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数（名）	（エコファーマー <sup>※1</sup> 729）	1,000
環境にやさしい農業 <sup>※2</sup> の取組面積（h a）	2,160	3,000
うち 有機農業 <sup>※3</sup> の取組面積（h a）	295	400

※1 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく生産計画を知事が認定する制度。令和4年7月法廃止に伴い認定中止

※2 化学肥料・化学農薬を慣行レベルから3割以上低減する取組の総称（有機農業、特別栽培米等）

※3 有機農業は、有機JAS認証以外の実践的取組を含む

## ■ 目標達成のための取組

### ○ 計画認定

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め、下記のいずれかに取り組む活動計画の認定を行う

- （1号活動）土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動
- （2号活動）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
- （3号活動）農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

### ○ 環境整備

環境負荷低減に資する農林水産技術センター等が開発した先端技術や成果を有効に活用することにより、府内の農林漁業者が自らの状況に応じて適切な環境負荷低減事業活動を活用できる環境を整備

### ○ 流通・消費拡大

京都産農林水産物のブランド化を進める中で、有機農産物の学校給食利用などの地産地消や食育を通じた消費者理解の促進により、環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の流通・消費を拡大

# 京都府酪農・肉用牛生産近代化計画

所管課：畜産課  
 根拠となる法律：酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律  
 (令和3年～令和12年度)

## ■ 趣旨

### 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

酪農・肉用牛生産近代化計画は国の方針に基づき、5年毎に各都道府県の10年計画を策定していくものです。京都府では令和12年に向け、担い手育成と労働負担軽減を進めるとともに、畜産クラスター事業<sup>\*</sup>を活用した乳用牛・肉用牛飼養頭数確保による畜産物の安定供給を図っていきます。

また、資源循環型で環境にやさしい自給飼料基盤を作ります。消費者ニーズに応えた畜産物の生産・供給体制を整備し、消費者の信頼確保に努めます。

※畜産振興による地域の活性化に向けた国の畜産支援事業

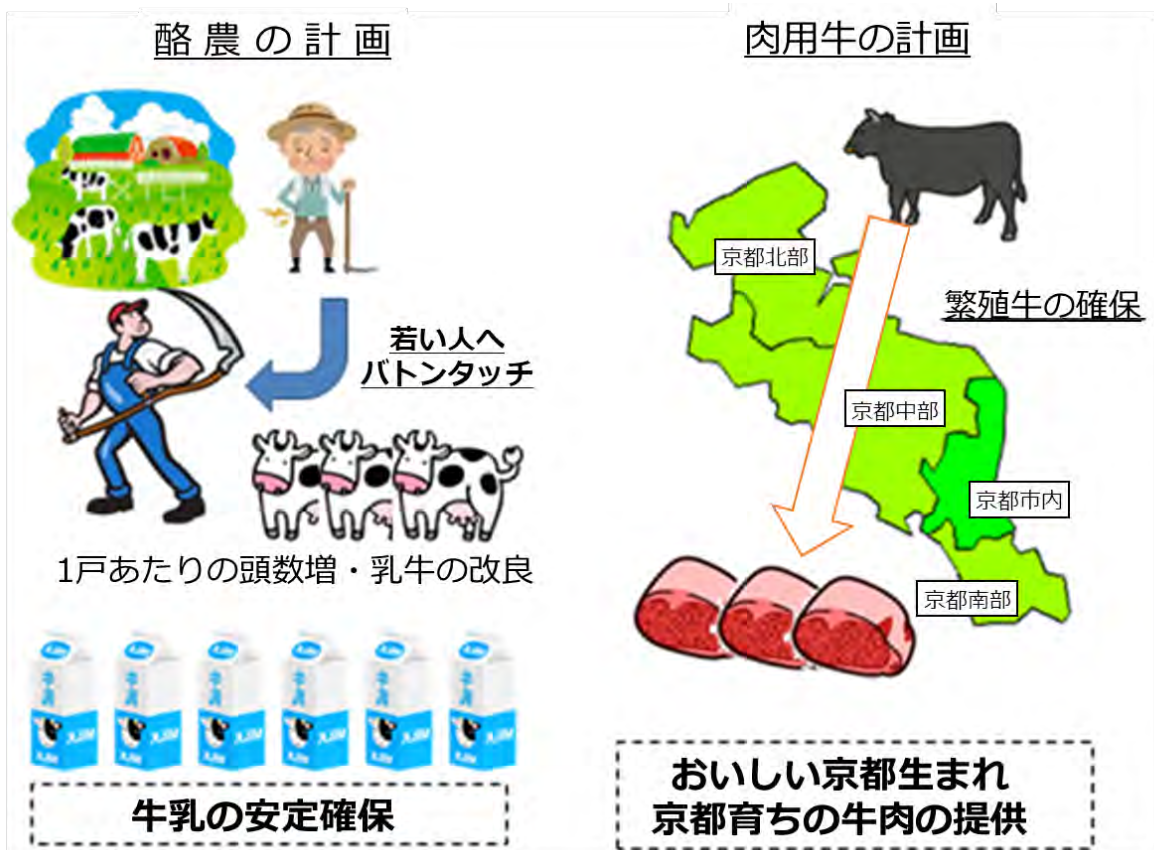
## ■ 基本方針と目標

- 酪農：乳牛の改良や農場規模の拡大により、安定的な牛乳生産を目指します

	平成30年	令和12年目標
乳牛頭数	3,590頭	3,770頭
生乳生産量	26,546t	29,565t

- 肉用牛：おいしい「京都生まれ京都育ち」牛肉の供給を目指します

	平成30年	令和12年目標
繁殖雌牛頭数	960頭	1,150頭
肥育牛頭数	4,402頭	4,500頭



# 京都府における家畜排せつ物の 利用の促進を図るための計画

所管課：畜産課  
根拠となる法律：家畜排せつ物法  
(令和3～令和12年度)

## ■ 趣旨

国の「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の改訂(令和2年度)を受け、京都府における家畜排せつ物の処理の現状や課題への対応などを踏まえた新計画を令和3年3月に策定し、取組を進めています。

## ■ 基本的な対応方向

- ◆ 畜産農家等の高齢化に伴い堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があるため、地域の事情や防疫面を考慮しつつ、地域の堆肥センターの機能向上や活用を促進するとともに、コントラクター、ヘルパー等の外部支援組織の活用を推進することで堆肥の地域内での利用を促進する。
- ◆ 耕種農家のニーズ(価格、品質、必要量、運搬・散布方法等)を的確に把握し、それに対応することが重要であるため、堆肥の成分分析を行った上で、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化を推進する。また、こうした取組を効果的に実施するために、加工や輸送を担える肥料メーカーとの連携を推進することで堆肥の広域的な流通の円滑化を図る。
- ◆ 消化液等の副産物が処理できる環境にある場合は、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進する。
- ◆ 畜産環境に係る専門家の助言を参考にしつつ、必要に応じて施設・機械の整備・補修や、有効な処理技術の導入を図ることで畜産環境問題に対応する。

## ■ 整備を行う処理高度化施設の内容及びその他の処理高度化施設の整備に関する目標

- ◆ 京都・山城地域では老朽化した家畜排せつ物の処理施設の更新や長寿命化を進めるとともに、需要に対して供給が少ないことから他地域と広域での流通が必要であり、広域流通の仕組づくりや必要に応じて堆肥の利活用に資する機械整備を進める。
- ◆ 南丹地域では老朽化した家畜排せつ物の処理施設の更新や長寿命化を進めるとともに、畜産クラスター事業等で頭羽数が増加している地域では施設の機能向上を進める。また、堆肥の広域流通による利用促進を図るため、広域堆肥センターの機能強化やストックヤードの整備を進め、必要に応じて堆肥の利活用に資する機械整備を進める。
- ◆ 中丹地域では大規模養鶏場の家畜排せつ物については堆肥化処理後、商系により流通していることから、中小規模農家について地域内流通により利用促進を図ることとする。  
また、老朽化した家畜排せつ物の処理施設の更新や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて堆肥の利活用に資する機械の整備を進める。
- ◆ 丹後市域では家畜ふん尿はほとんどが堆肥化され、飼料作物や野菜等の生産に利用されている。  
国営開発農地における大規模畑作での潜在的な堆肥需要があることから、畜産農家と耕種農家との連携による円滑な堆肥の流通を進める。

# 第8次京都府栽培漁業基本計画

所管課：水産課  
 根拠となる法律：沿岸漁場整備開発法  
 (令和4～8年度)

## ■ 趣旨

国が策定する「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」に基づき、栽培漁業に係る方針、種苗放流目標数、種苗生産・放流技術開発の方針などを知事が定めた計画

## ■ 基本方針と目標

- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
  - ◆ 対象種に応じた推進体制の整備、生物多様性等の保全への配慮、栽培漁業の普及と費用負担など

- 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類と放流目標

水産動物の種類	令和8年度の放流目標	放流時の大きさ
マダイ	500千尾以上	全長 50mm以上
アワビ	180千個	殻長 30mm
サザエ	350千個	殻高 15mm

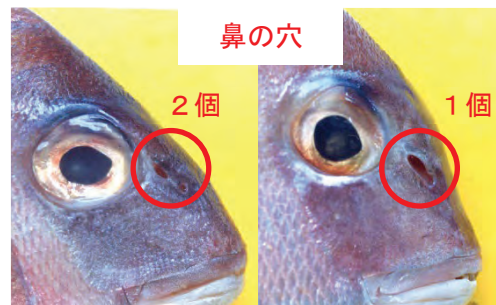
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項
  - ◆ 技術の開発に関する基本的な考え方、種苗生産の技術水準の目標など

## ■ 目標達成のための取組

- 公益財団法人京都府水産振興事業団を中核とした栽培漁業推進体制による計画的な種苗生産、中間育成、放流の実施
- 負担金や栽培協力金による受益者負担を基本とした制度の運用



マダイ種苗放流の様子



漁獲されたマダイ  
 (左：天然魚、右：放流魚)



アワビ種苗放流の様子



漁獲されたアワビ  
 (左：天然貝、右：放流貝)

# 京都府内水面漁業振興計画

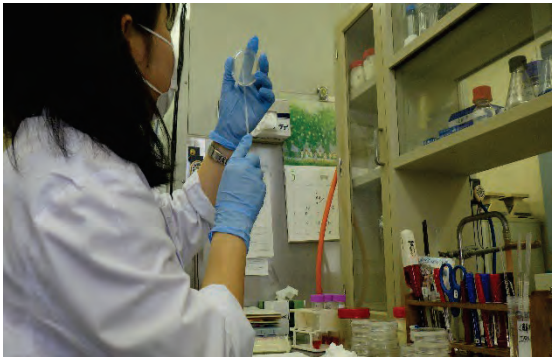
所管課：水産課  
 根拠となる法律：内水面漁業振興法  
 (令和3～令和7年度)

## ■ 趣旨

国が策定する「内水面漁業の振興に関する基本方針」に即して、府域の内水面について、内水面水産資源の回復及び内水面における漁場環境の再生のための施策の実施に関する計画を定めました。

## ■ 基本方針と主な取組

- 内水面水産資源の回復
  - ◆ アユやマス類などに係る河川種苗放流事業への支援
  - ◆ カワウ被害に関する防除、猟銃等による駆除等の活動への支援や、京都府カワウ対策協議会における関係者間の情報共有及び効果的な被害防止対策の検討、実施
  - ◆ 養殖業における魚病対策等に係る助言・指導を通じた魚病の未然防止
- 内水面における漁場環境の再生
  - ◆ 河川への濁水流入や土砂流出による被害軽減のための関係機関や流域住民との調整
  - ◆ 良好な水質・水量の安定的な確保や、適切な森林の保育、間伐等の推進
  - ◆ 関係者との連携による魚道や産卵床等の設置
- 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業の健全な発展
  - ◆ 適切な検査及び経営改善に向けた助言・支援を通じた漁協経営の健全化
  - ◆ 遊漁券販売や経理等の業務について府内漁協の ICT 化を推進



魚病検査の様子



河川への簡易魚道設置の様子



地域住民等との種苗放流の様子



内水面漁業協同組合との情報交換会の様子



# 淀川上流・由良川地域森林計画

所管課：林業振興課

根拠となる法律：森林法

【淀川上流】令和5～令和14年度  
【由良川】令和3～令和12年度

## ■ 趣旨

- 都道府県知事が全国森林計画に即して、流域ごとに設定された森林計画区別に、民有林につき5年ごとに、10年を1期としてたてる計画
- 地域の森林資源をもとに、伐採及び造林等の計画を定める資源計画
- 市町村森林整備計画における森林施業等の標準的な方法の指針となる計画

## ■ 基本方針と目標

- 計画の対象とする森林の区域  
【淀川上流】154,325ha      【由良川】179,489ha      【計】333,814ha
- 森林の整備に関する事項
  - ◆ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法や標準伐期齢に関する指針
  - ◆ 人工造林や天然更新に関する指針
  - ◆ 間伐及び保育に関する標準的な方法に関する指針
  - ◆ 公益的機能別施業森林等の区域（ゾーニング）基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
  - ◆ 林道等の路網整備の基本的な考え方に関する事項
- 森林の保全に関する事項
  - ◆ 森林の土地の保全や保護（病虫害、鳥獣及び林野火災等）に関する事項

## ○ 主な計画量

【淀川上流】				単位：1,000m <sup>3</sup>				単位：ha			
区分	前期	後期	計	間伐面積	前期	後期	計				
主伐材積	564	517	1,081	間伐面積	7,788	7,546	15,334				
間伐材積	580	439	1,019								
計	1,144	956	2,100								

※端数処理により合計と内訳の和が一致しない場合がある

前期…令和5～令和9年度(5年間)  
後期…令和10～令和14年度(5年間)

【由良川】				単位：1,000m <sup>3</sup>				単位：ha			
区分	前期	後期	計	間伐面積	前期	後期	計				
主伐材積	333	425	758	間伐面積	7,300	9,400	16,700				
間伐材積	447	602	1,049								
計	780	1,027	1,807								

前期…令和3～令和7年度(5年間)  
後期…令和8～令和12年度(5年間)

## ■ 目標達成のための取組

- 「京都府森林利用保全指針」に基づく森林の整備・保全
- 「成長型林業構想」に基づく川上から川下のネットワーク化による府内産木材利用の拡大
- 「京都モデルフォレスト運動」による企業や大学など多様な主体の参画による森づくり活動の推進

# 京都府森林利用保全指針（第2次）

所管課：森の保全推進課

根拠となる条例：京都府豊かな緑を守る条例

（令和元年度～）

## ■ 趣旨

府域を「丹後地域」、「中丹・南丹地域」、「京都・山城地域」に3区分し、地域ごとの森林利用保全の方向等を定めました。

## ■ 基本方針と目標

スギ・ヒノキ等の人工林、広葉樹林や針葉樹と広葉樹の混交林がバランス良く配置され、木材の生産、水源のかん養、災害の防止など、府民の安心・安全な暮らしを支える森林を実現するため、「木材生産型」と「環境保全型（奥山型・里山型）」に区分して森林の利用保全を図ります。

### 【木材生産型で目指す森林の姿】

- 森林所有者や森林組合等の林業事業者が中心となって、良質な大径材や北山丸太などの生産を目指した適正な管理が行われ、木材を循環利用することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮される森林に推移

### 【環境保全型で目指す森林の姿】

- 奥山林は、荒廃林の復旧などの必要最低限の整備にとどめ、原則として自然力に委ねることにより、水源の保全、貴重な動植物の生息の場や良好な景観を提供する高齢の広葉樹林や針広混交林に推移
- 里山林は、広葉樹林や竹林の抜き切り等を行い、府民のレクリエーションや自然体験活動、キノコやタケノコ採取の場などとして利用され、広葉樹林、針広混交林、竹林などの多様な森林に推移

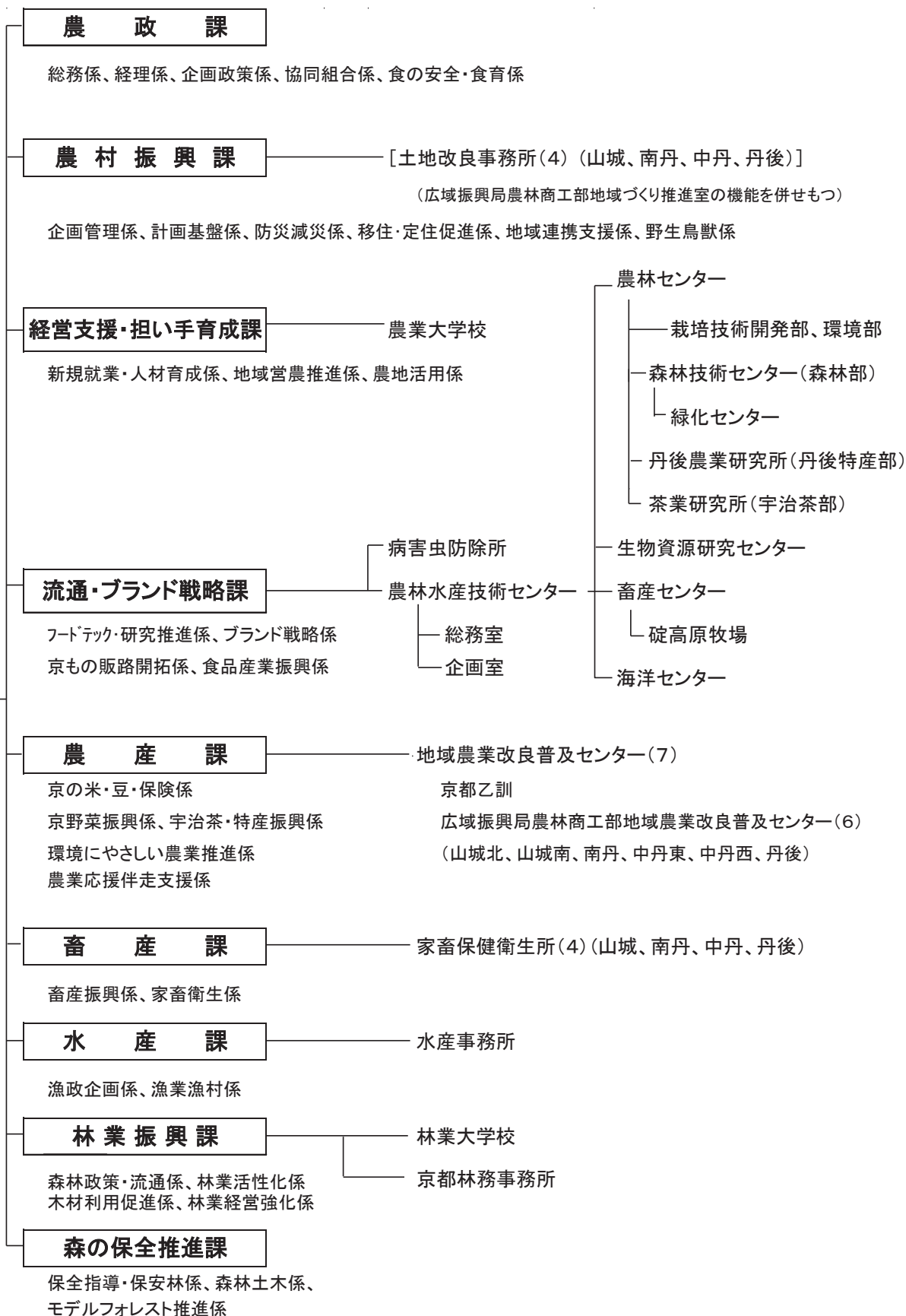
## ■ 森林利用保全の方針と施策の基本方向

- 安心・安全で災害に強い森林づくり
  - 適切な森林整備と地域での減災対策など山地災害防止対策への取組を推進
    - ◆ 森林の適切な整備と保全
    - ◆ 奥地等条件不利地の森林の適正な管理
    - ◆ 山地災害防止対策の推進
- 府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大
  - 森林整備の集約化と合理化、森林整備の担い手の育成等を推進。川上から川下に至る関係者が連携し、需要拡大や生産量拡大、安定供給体制づくりの取組等を推進し、森林資源の循環利用を推進
    - ◆ 森林の経営管理の効率化
    - ◆ 府内産木材の需給体制整備
    - ◆ 森林資源の多様な利活用
- 健全で多様な森林づくり
  - 森林の多面的な機能の高度な発揮や府民が森林を守り育てていくことの重要性について理解を広げ、府民の主体的な森林づくりへの参画を促進
    - ◆ 府民ぐるみでの森林づくり
    - ◆ 森林の有する多様な機能の発揮

# 参 考 资 料

# 農 林 水 産 部 の 組 織

## 農 林 水 産 部



## 農林水産部関係附属機関一覧

(令和5年4月1日現在)

名 称	内 容	根 拠 法 令	代 表 者
京都府食の安心・安全審議会	食の安心・安全の確保に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査・審議し、意見を答申する。	京都府食の安心・安全推進条例(平成17年京都府条例第53号)	会 長 東 あかね
京都府農業共済保険審査会	知事の諮問に応じて、次の事項を調査審議する。 (1) 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項 (2) 共済掛金等の適正化に関する事項 (3) その他法律運用に関する重要事項	農業保険法 (22年法律第185号)	会 長 西 脇 隆 俊
京都府家畜改良増殖審議会	家畜の改良増殖に関する重要事項を調査、審議し、知事に意見を答申する。	京都府附属機関設置条例(28年条例第4号)	新委員委嘱予定
京都府森林審議会	地域森林計画樹立及び変更、保安林の解除、林地開発等について知事の諮問に応じて答申する。	森林法(26年法律第249号)	会 長 田 中 和 博

## 農林水産部関係行政委員会

(令和5年4月1日現在)

名 称	内 容	根 拠 法 令	代 表 者
京都海区漁業調整委員会	海面における漁業に関する調整や知事の諮問に対する答申、建議のほか裁定をする。	漁業法 (24年法律第267号)	会 長 葭 矢 護
京都府内水面漁場管理委員会	内水面における漁業に関する調整や知事の諮問に対する答申のほか、増殖目標数を決定する。	漁業法 (24年法律第267号)	会 長 中 原 紘 之

## 農林水産部関係団体一覧

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代 表 者
京都府 農業協同組合中央会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル3階	681-4321	会長理事 中川泰宏
京都府 信用農業協同組合連合会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル1階	681-2412	代表理事理事長 高見裕昭
全国農業協同組合連合会 京都府本部	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル2階	681-4329	府本部長 宅間敏廣
全国共済農業協同組合連合会 京都府本部	"	681-5041	本部長 田中広幸
JA京都府 女性組織協議会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル3階	681-4323	会 長 渡邊祐子
京都府 農協青壮年組織協議会	"	681-4324	委員長 渡邊幸浩
京都府 土地改良事業団体連合会	京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104-2 府庁西別館内	451-9633	会 長 田中英夫
一般財団法人 丹後王国食のみやこ	京丹後市弥栄町鳥取123番地	(0772) 65-4461	理事長 安本洋一
一般社団法人 京都府農業会議	京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104-2 府庁西別館内	441-3660	会 長 栗山正隆
京都府 農業信用基金協会	京都市南区東九条西山王町1番地	661-1332	会長理事 中川泰宏
きょうと食育ネットワーク	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府農林水産部農政課内	414-5654	代表 松井元子
京都府 農薬安全販売協議会	福知山市中ノ52番地(株)橋詰中川内	(0773) 22-2117	取締役会長 中川幸紀
全国 肥料商連合会京都府部会	亀岡市蔭田野町太田川ノ上23 (株)八木商店	(0771) 22-1867	部会長 八木秀和
京都府農業士会	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府農林水産部農産課内	414-4957	会長 佐藤正之
京都府 生活研究グループ連絡協議会	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府農林水産部農産課内	414-4957	会 長 奥田智代
京都府 農業青年クラブ連絡協議会	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府農林水産部農産課内	414-4957	会 長 中尾祐亮
公益社団法人 京のふるさと産品協会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル地下1階	925-8315	理事長 小田一彦
株式会社京都総合食品センター	宇治市伊勢田町西遊田90番地 京都府南部総合地方卸売市場	(0774) 20-2825	代表取締役社長 内田隆
京都府 卸売市場連合会	宇治市伊勢田町西遊田90-1 京印京都南部青果(株)内	(0774) 23-5455	会長理事 北浦登志男
京都青果協会	京都市下京区朱雀分木町80 関連11号棟2階	323-6777	会 長 内田隆

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代 表 者
一般社団法人 京都府食品産業協会	京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町78	708-3704	会 長 山 本 隆 英
京都府農業共済組合	京都市中京区押小路通烏丸東入 西押小路町115番1 デコスビル5階・6階	222-5700	組合長理事 林 善 嗣
京都米振興協会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル	681-4325	会 長 中 川 泰 宏
京都府米穀小売商業組合	京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121 美濃利ビル305号	221-7100	理事長 大八木 修 三
京都府 酒造組合連合会	京都市伏見区西大手町322-2	611-4115	会 長 大 倉 博
京都府 農業機械商業協同組合	亀岡市篠町篠上西裏2-1	(0771) 23-4357	理事長 外 賀 裕
京都府 農業機械士協議会	綾部市位田町桧前30 京都府立農業大学校内	(0773) 48-0321	会 長 小 林 義 博
一般社団法人 日本種苗協会京都府支部	京都市下京区七条通新町西入 丸種株式会社内	371-5101	支部長 石 原 智 弘
京都府種苗協会	京都市伏見区竹田松林町25 (株)タカヤマシード内	605-4455	会 長 小 野 浩 之
一般財団法人 タキイ財団	京都市下京区塩小路通堀川西入志水町571-2	365-0123	理事長 瀧 井 傳 一
公益社団法人 京都府茶業会議所	宇治市宇治折居25-2	(0774) 23-7713	会 頭 堀 井 長 太 郎
京都府茶生産協議会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル	681-4325	会 長 吉 田 利 一
京都府茶協同組合	宇治市宇治折居25	(0774) 23-7711	理事長 森 下 康 弘
京都府 茶業連合青年団	城陽市寺田塚本111-5JA全農京都府本部茶市場内	(0774) 52-0095	団 長 渡 辺 正 一
京都府 花き生産組合連合会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル	681-4325	会 長 谷 則 男
京都府 植物防疫推進協議会	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル	681-4460	会 長 中 川 泰 宏
一般社団法人 舞鶴植物検疫協会	舞鶴市宇松陰18番地7	(0773) 75-1428	会 長 久 保 勝
公益社団法人 京都府畜産振興協会	京都市南区東九条西山王寺1 株式会社京都 JAビル	681-4280	会長理事 中 川 泰 宏
公益社団法人 京都府家畜畜産物衛生指導協会	京都市下京区西七条掛越町65	316-4683	会長理事 櫻 田 孝 之
一般社団法人 京都獣医畜産連合会	〃	314-5707	理事長 清 水 弘 司

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代 表 者
公益社団法人 京都府獣医師会	〃	313-4728	会長理事 若松久雄
公益社団法人 京都市獣医師会	京都市南区上鳥羽仏現寺町11 京都動物愛護センター内	693-9006	会長理事 森尚志
一般社団法人 京都府配合飼料価格安定基金協会	京都市下京区西七条掛越町65	314-5786	理事長 須知猛
京都食肉市場株式会社	京都市南区吉祥院石原東ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	681-8781	代表取締役 駒井栄太郎
京都府 食肉事業協同組合連合会	京都市南区西九条柳ノ内町29	691-3392	会 長 吉岡浩人
京都食肉買参事業協同組合	京都市南区吉祥院石原東ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	672-0381	理事長 大西雷三
京都鶏卵販売農業協同組合	京都市下京区西七条掛越町65	314-5786	代表理事組合長 山元淳一
京都府牛乳商業組合	京都市下京区堀川通綾小路下ル綾堀川町 304-2	841-4755	理事長 山田雅哉
京都府養蜂組合	福知山市大江町二箇542	(0773) 57-0902	組合長 大槻昭彦
公益社団法人 全国和牛登録協会京都府支部	京都府畜産振興協会内	681-4280	支部長 中川泰宏
日本ホルスタイン登録協会 京都府支部	〃	681-4280	支部長 中川泰宏
京都府 ミルクプラント協議会	JA全農京都農畜産部内	681-4387	会 長 柘拓志
京都肉牛流通推進協議会	京都市南区吉祥院石原東ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	681-8781	会 長 平井和恵
京都府養豚協議会	京都府畜産振興協会内	681-4280	会 長 北側勉
京都府養鶏協会	〃	〃	会 長 桑山直希
京都府牛乳協会	京都市下京区西七条掛越町65	322-2071	会 長 奥村幸治
一般社団法人全国動物薬品器材協 会京都府支部	京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町20-3 (株)アスコ京都営業所	325-2671	会 長 辻威光
京都府ブロイラー協議会	京丹後市弥栄町鳥取692	(0772) 65-2909	会 長 宇野貞夫
京都府 家畜人工授精師協会	京都府畜産振興協会内	681-4280	会 長 石田利雄
京都府 漁業協同組合	舞鶴市字下安久1013-1 京都府水産会館	(0773) 77-2200	代表理事組合長 西川順之輔



(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代 表 者
京都府 信用漁業協同組合連合会	舞鶴市字下安久無番地 京都府水産会館	(0773) 75-4195	代表理事会長 西川 順之輔
京都府 内水面漁業協同組合連合会	京都市下京区朱雀分木町市有地 関連10号棟2階	311-6783	代表理事会長 栗山 正隆
全国漁業信用基金協会 京都支所	舞鶴市字下安久無番地 京都府水産会館	(0773) 77-2238	京都支所担当理事 西川 順之輔
全国合同漁業共済組合 京都府事務所	"	(0773) 78-1145	所 長 白須 主一郎
全国共済水産業協同組合連合会 京都府事務所	"	(0773) 75-0224	所 長 淡路 武生
日本漁船保険組合 京都府支所	"	(0773) 75-0486	所 長 下垣 文二
一般社団法人 京都府機船底曳網漁業連合会	舞鶴市字下安久無番地 京都府水産会館	(0773) 77-2202	代表理事 岡田 政行
京都府漁港漁場協会	"	"	会 長 西川 順之輔
公益財団法人 京都府水産振興事業団	宮津市字小田宿野1029-3	(0772) 22-7945	理事長 葭矢 護
京都府 定置漁業協会	舞鶴市字下安久1013-1 京都府漁業協同組合内	(0772) 77-2200	会 長 倉 幹夫
京都府 釣漁業連合会	"	"	会 長 田村 真二
京都府 水視組合連合会	"	"	会 長 山田 幸郎
京都府漁業士会	宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所内	(0772) 25-3030	会 長 菱田 誠
京都府 森林組合連合会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123	841-1030	代表理事会長 青合 幹夫
京都府 林業振興会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府森林組合連合会内	"	会 長 青合 幹夫
一般社団法人 京都府木材組合連合会	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	802-2991	会 長 辻井 重
京都林・材・建青年会議所	船井郡京丹波町本庄土屋1 京都府農林水産部森林技術センター内	0771-84- 1770	会 長 伊東 昌紀
公益財団法人 京都府林業労働支援センター	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館内	821-9277	理事長 青合 幹夫
林業・木材製造業 労働災害防止協会京都府支部	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	802-2991	京都府支部長 辻井 重
京都府 山林種苗緑化樹組合	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府森林組合連合会内	841-1030	組合長 森井 一彦

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代 表 者
公益社団法人 京都モデルフォレスト協会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館	823-0170	理事長 安藤 孝夫
京都府 マツタケ生産振興協議会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館	841-1030	会 長 森井 一彦
京都府 特用林産振興連絡会	〃	〃	会 長 森井 一彦
京都府 竹産業振興連合会	京都市右京区太秦桂木町6 (株)竹定商店 井上定信方	861-1712	会 長 西河 雄一
京都府林業士会	船井郡京丹波町本庄土屋1 京都府農林水産部森林技術センター内	0771-84- 1770	会 長 柿迫 正紀
京都府 林業研究グループ連絡協議会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府森林組合連合会内	841-1030	会 長 芦田 竜一
京都府 林業改良普及協会	〃	841-1030	会 長 青合 幹夫
京都府 緑の少年団連絡会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館(京都モデルフォレスト協会内)	823-0170	会 長 神田 和行
京都府 森林土木建設協議会	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府森林組合連合会内	841-1030	会 長 岡野 益巳
一般財団法人 京都森林経営管理サポートセンター	京都市下京区西七条掛越町65 京都獣医畜産会館3階	925-8411	理事長 小田 一彦
京都府木材生産業者等連絡協議会	京都市中京区西ノ京内畑町41-3 (一社)京都府木材組合連合会内	802-2991	会 長 芦田 竜一

## 主な農林水産関係の統計指標（一覧）

	項 目	単 位	京都市A	全 国B	A —×100 B	数値の基礎	
一 般	京都府の面積	ha	461,220			国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」	
	うち農林水産施策対象面積	約39万ha	(府面積の約85%相当)				
	京都府の人口	人	2,578,087			令和2年国勢調査	
業	農業経営体数	経営体	14,181	1,075,580	1.3	2020年農林業センサス (R2.2.1)	
	うち個人経営体	経営体	13,659	1,037,231	1.3		
	農家数	戸	24,953	1,746,990	1.4		
	自給的農家数	戸	11,337	719,208	1.6		
	販売農家数 (個人経営体)	戸	13,616	1,027,782	1.3		
	世帯員数	人	42,938	3,489,376	1.2		令和4年耕地及び作付面積統計
	農業従事者	人	30,936	2,493,422	1.2		
	基幹的農業従事者	人	15,130	1,362,914	1.1		
	耕地面積	ha	29,500	4,325,000	0.7		
	田	ha	23,000	2,352,000	1.0		
	畑	ha	6,560	1,973,000	0.3	耕地面積／農家数 (2020年農林業センサス)	
	農家1戸当たり耕地面積	a	118	248	-		
	耕地利用率	%	80.5	91.4	-	令和3年耕地及び作物面積統計	
	農業産出額	億円	663	88,600	0.7	【農業産出額 全国 第37位】	
	米	億円	151	13,751	1.1	令和3年生産農業所得統計	
	野菜	億円	248	21,467	1.2		
	畜産	億円	148	34,062	0.4		
	工芸農作物	億円	36	1,727	2.1		
	生産農業所得 (販売農家1戸当たり)	億円	221	33,653	0.7		
	農業所得率	%	23.1	26.6	-	平成25年農業経営統計調査 (個別経営) (平成26年以降京都府数値未公表)	
農家総所得	千円	5,848	4,727	123.7			
農業所得	千円	811	1,321	61.4			
農業依存度	%	33.1	46.2	-			
食 料	食料自給率 (カロリーベース)	%	11	37		府 2 概算 国 3 概算	
	(生産額ベース)	%	19	67		府 2 概算 国 3 概算	
農 村	農業集落数		1,684	138,243	1.2		
林 業	林野面積	ha	342,293	24,770,166	1.4	2020年農林業センサス (R2.2.1)	
	林業経営体数	経営体	619	34,001	1.8		
	林業産出額	億円	42	5,457	0.8	府:京都府林業統計令和4年版 全国:令和3年生産林業所得統計報告 2020年農林業センサス (R2.2.1)	
	林野率	%	74.2	66.4			
水 産 業	経営体数	-	636	79,067	0.8	2018年漁業センサス (H30.11.1)	
	漁船隻数	隻	983	132,201	0.7		
	生産量(海面漁業・養殖業)	t	9,272	4,163,072	0.2	漁業・養殖業生産統計年報 (令和3年度)	
	生産額( " )	億円	42	12,560	0.3	漁業産出額 (令和3年度)	

## 主な農林水産関係の統計指標

※ラウンド処理により、数値の値は一致しない場合がある。

### 農 業

#### 耕地面積の推移

(単位 : ha)

	H17	H22	H27	R2
京都市 乙訓地域	3,220	3,020	2,911	2,775
山城	6,862	6,690	6,471	6,138
南丹	7,619	7,310	7,200	7,030
中丹	7,983	7,920	7,520	7,280
丹後	7,316	7,108	6,884	6,581
計	33,000	32,000	31,000	29,800

注)・ 計は100ha単位で四捨五入 (耕地及び作付面積統計)  
・ 乙訓地域は向日市、長岡京市、大山崎町とする

#### 総農家数の推移

(単位 : 戸)

	H12	H17	H22	H27	R2
販売農家	28,857	24,406	21,172	17,485	13,616
自給的農家	13,517	14,516	14,450	13,238	11,337
総農家数	42,374	38,922	35,622	30,723	24,953

(農林業センサス)

(農家)

調査日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を含む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯

(自給的農家)

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(販売農家)

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

#### 令和2年産農作物作付(栽培)延べ面積

(単位 : ha, %)

	作付け面積	割合
作付け延べ面積	24,000	-
水稲	14,300	59.6
麦類	247	1.7
大豆	302	1.3
そば	121	0.5
なたね	x	-
その他	9,060	37.8

x: 未公表値

(耕地及び作付面積統計)

#### 農業経営体数及び法人数の推移

	2010農業経営体 (H22)		2015農業経営体 (H27)		2020農業経営体 (R2)	
	うち法人		うち法人		うち法人	
京都市 乙訓地域	3,069	29	2,541	22	1,890	31
山城	4,089	39	3,513	53	2,911	68
南丹	5,810	83	4,863	88	3,982	90
中丹	5,177	47	4,211	79	3,124	75
丹後	3,533	53	2,888	58	2,274	69
計	21,678	251	18,016	300	14,181	333

注)・ 乙訓地域は向日市、長岡京市、大山崎町とする

(農林業センサス)

#### 耕地面積と耕地利用率の推移

(単位 : 千ha, %)

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H27	R2
耕地面積	39.0	37.7	36.3	35.2	34.0	33.0	31.0	29.7
利用率	97.4	101.1	97.2	93.5	86.2	82.4	81.0	80.5

(耕地及び作付面積統計)

#### 経営耕地規模別経営体(R2)

経営規模	経営体	%
なし	117	0.8
1.0ha未満	9,750	68.8
1.0~5.0ha	3,820	26.9
5.0~100ha	493	3.5
100ha以上	1	0.0
計	14,181	-

(農林業センサス)

ほ場整備率の推移

(単位 : ha, %)

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
累加整備面積	3,231	6,358	10,132	12,033	12,951	13,808	14,254	14,333	14,340	14,353	14,396	14,438	14,503	14,562
整備率(%)	14.0	27.6	44.1	52.3	56.3	60.0	62.0	62.3	62.3	62.4	62.6	62.8	63.1	63.3

(農村振興課調)

農業産出額の内訳(令和3年)

(単位 : 億円, %)

農業産出額 663			生産農業所得額 221		
耕種	488	73.6	養蚕	0	0.0
米	151	22.8	畜産	148	21.0
麦類	0	0.0	肉用牛	17	2.4
雑穀・豆类	9	1.4	乳用牛	41	5.8
いも類	7	1.1	豚	5	0.7
野菜	248	37.4	鶏	83	11.8
果実	19	2.9	その他畜産物	2	0.3
花き	10	1.5	加工農産物	27	4.1
工芸作物	36	5.4			
種苗・苗木他	7	1.1			

(生産農業所得統計)

(億円)

農業産出額の経年変化	⑬719 41位	⑭755 39位	⑮752 38位	⑯739 38位	⑰733 38位	⑱710 38位	⑲703 37位
	⑳705 37位	㉑681 37位	㉒669 37位	㉓699 37位	㉔718 37位	㉕696 37位	㉖663 37位
	㉗719 37位	㉘740 38位	㉙737 38位	㉚704 37位	元666 37位	㉜642 38位	㉝663 37位

農家1戸当たり農家総所得、農業所得の推

(単位:千円)

年	農家総所得		農業所得	
	上段:府	下段:全国	上段:府	下段:全国
H25年	5,848		811	
		4,727		1,321
H24年	5,530		979	
		4,762		1,347
H23年	6,900		655	
		4,633		1,196
H22年	5,840		399	
		4,660		1,223
H21年	6,619		329	
		4,566		1,042
H20年	6,330		499	
		4,657		1,082
H19年	5,414		810	
		4,836		1,195
H18年	5,112		775	
		4,994		1,228
H17年	5,312		894	
		5,029		1,235
H16年	6,248		1,003	
		5,083		1,262
H15年	8,790		828	
		7,712		1,103
H14年	8,575		796	
		7,842		1,021
H13年	8,573		826	
		8,022		1,034
H12年	8,670		847	
		8,280		1,084
H11年	8,708		925	
		8,459		1,141

(農業経営統計調査 ⑯以降は販売農家)

食料・農村

食料自給率

年度	全国		京都府	
	カロリーベース	生産額ベース	カロリーベース	生産額ベース
R元年度	38	66	12	19
R2年度	37	67	11	19
R3年度	38	63		

食料需給表(農林水産省)

農業集落数

	農業集落数
京都府	1,684
全国	138,243
京都府 全国 × 100	1.2

(農林業センサス)

# 林業

## 地域別森林面積

(令和4年3月31日現在)(単位: ha, %)

森林計画区	総数			内訳					
	面積	府内 構成比	森林率	国有林	民有林				人工林率
					計	公有林	私有林	その他	
淀川上流	158,012	46.1	71.1	2,719	155,293	11,077	143,248	968	38.3
由良川	184,438	53.9	77.2	4,644	179,794	15,843	163,645	305	37.5
計	342,450	100.0	74.2	7,363	335,086	26,920	306,893	1,273	37.9

注・内訳の「その他」は地域森林計画対象外及び適用除外森林をいう (林業振興課調)  
・人工林率は民有林から「その他」を除いた地域森林計画対象森林に占める割合をいう

## 地域森林計画対象森林樹種別・林種別面積

(令和4年3月31日現在)

面積		333,813 ha	
樹種別(%)		林種別(%)	
針葉樹	56.8	人工林	37.9
スギ	19.5		
ヒノキ	17.0		
マツ類	20.0		
その他	0.3	天然林	58.9
広葉樹	40.0		
その他	3.2	その他	3.2

(林業振興課調)

## 経営形態別森林面積の割合

(令和4年3月31日現在)(単位: %)

面積		342,450 ha	
私有林	89.6	個人所有	65.3
		森林組合・生産森林組合	4.0
		慣行共有林	10.5
		機構	3.5
		その他	6.2
国有林	2.2		
公有林	7.9	財産区所有	3.2
		市町村所有	2.0
		府所有	2.7
その他	0.4		

(林業振興課調)

## 林業労働者数

(単位: 人)

年度	総数	男	女
S55	2,653	2,157	496
S60	2,293	1,901	392
H2	1,756	1,503	253
H7	1,543	1,387	156
H12	1,139	1,046	93
H17	785	763	22
H22	662	651	11
H27	507	502	5
H28	426	420	6
H29	434	423	11
H30	409	405	4
R元	443	435	8
R2	437	432	5
R3	430	421	9

(林業振興課調)

## 令和3年次特用林産物の生産実績

品目	生産量	生産額 (千円)
生しいたけ	198t	329,670
乾しいたけ	3t	11,910
まつたけ	0.0t	5,909
くり	67t	89,846
竹材	21.9千束	74,460
銘竹	0.0千束	55
その他	-	3,021,782
計	-	3,533,632

(林業振興課調)

## 林業生産額の推移

単位:(千円)

年	総額	うち特用林産物
H19	2,750,543	1,425,672
H20	3,595,328	2,133,109
H21	2,855,496	1,638,174
H22	3,953,286	2,505,690
H23	4,424,417	2,671,554
H24	4,414,142	3,024,290
H25	4,358,140	2,933,433
H26	4,727,935	2,855,723
H27	4,941,899	3,232,910
H28	4,578,486	2,874,194
H29	4,312,148	2,634,105
H30	5,175,864	3,122,118
R元	6,430,814	3,819,274
R2	5,277,346	2,506,432
R3	6,542,319	3,533,632

(林業振興課調)

## 水産業

### 漁業種類別の経営体数

漁業種類	経営体数
釣・はえ縄	134
採貝・採藻	180
養殖	129
刺網	43
定置網	52
底びき網	38
その他	60
合計	636

(平成30年)(漁業センサス)

### 魚種別生産額の割合

(単位：%)

魚種	%
サワラ類	19.4
ブリ類	10.2
貝類	4.9
イカ類	8.1
ズワイガニ	6.3
マアジ	4.9
カレイ類	0.9
マダイ	0.6
海藻類	0.7
養殖	28.7
その他	26.7

(令和2年)(漁業・養殖業生産統計年報)

### 漁業生産額(海面漁業・海面養殖業)の推移

(単位：百万円)

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
海面漁業	4,287	4,469	3,963	3,592	3,179	3,449	3,092	3,365	3,230	3,387	3,021	2,621	3,388	2,898	2,850
海面養殖業	423	652	276	729	509	557	552	753	1,176	886	827	1,292	1,138	1,007	1,362
計	4,710	5,122	4,239	4,321	3,688	4,005	3,644	4,118	4,406	4,273	3,903	3,913	4,526	3,905	4,212

(漁業・養殖業生産統計年報)

## 農林水産業や農山漁村地域の振興についてのお問い合わせ先

京都府農林水産部	農政課	075-414-4898
	農村振興課	414-5036
	経営支援・担い手育成課	414-4902
	流通・ブランド戦略課	414-4968
	農産課	414-4953
	畜産課	414-4981
	水産課	414-4992
	林業振興課	414-5019
	森の保全推進課	414-5001

山城広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課	0774-21-3211
南丹広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課	0771-22-0133
中丹広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課	0773-62-2508
丹後広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課	0772-62-4315

編集／京都府農林水産部農政課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4898 FAX 075-432-6866 e-mail:nosei@pref.kyoto.lg.jp

発行／令和5年7月